

決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 三浦 公

1 日 時

平成26年10月7日（火） 午前10時01分から
午後 3時01分まで

2 場 所

本会議場

3 出席した委員の氏名

三浦公、尾島保彦、阿部英仁、志村学、古手川正治、竹内小代美、油布勝秀、
衛藤明和、井上伸史、田中利明、守永信幸、原田孝司、酒井喜親、平岩純子、
江藤清志、久原和弘、小野弘利、元吉俊博、荒金信生、戸高賢史、吉岡美智子

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

堤栄三

6 出席した執行部関係の職・氏名

総務部長 島田勝則、農林水産部長 工藤利明 ほか関係職員

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第104号議案平成25年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について、第105号議案平成25年度大分県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について、第109号議案平成25年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について、第110号議案平成25年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について、第111号議案平成25年度大分県就農支援資金特別会計歳入歳出決算の認定について及び第112号議案平成25年度大分県県営林事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行った。

詳細については、別紙「会議の概要及び結果」のとおり。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班

課長補佐（総括）

赤峰宏史

議事課委員会班

課長補佐

武石誠一郎

議事課委員会班

副主幹

大久保博子

決算特別委員会次第

日時：平成26年10月7日（火）10：00～

場所：本会議場

1 開 会

2 部局別決算審査

(1) 総務部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

(2) 農林水産部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

3 その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

三浦（公）委員長 ただいまから、本日の委員会を開きます。

この際、付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日の審査は、総務部及び農林水産部であります。これより、総務部関係の審査に入ります。

執行部の説明は、取り決めの範囲内の時間となるよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。それでは、総務部長及び関係課室所長の説明を求めます。

島田総務部長 私から冒頭4点、説明を申し上げます。1つには平成24年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告、2点目として平成25年度における主要な施策の成果、3点目として平成25年度行政監査、包括外部監査の結果の概要、4点目として総務部の平成25年度決算についてご説明申し上げます。15分程度になるかと思っております。

まず、お手元の平成24年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の1ページをお開きください。

1点目は財政運営の健全化についてでございます。

平成25年度普通会計決算では、経常収支比率が2.9ポイント減の92.5%と、3年ぶりに改善をいたしました。これまでも財政運営については、持続可能な財政基盤を構築することを基本に進めており、財政調整用基金残高の確保と臨時財政対策債を除いた通常債残高の減少を目標としてまいりました。基金残高については、25年度末現在で443億円となり、行財政高度化指針に掲げた目標385億円を58億円上回って確保しました。県債残高については、予算では7年ぶりに減少しておりますが、24年度の豪雨災害からの復旧・復興や国の大型補正の受け入れによりまして、例年を上回る繰越事業が生じ、これに係る県債は25年度に借り入れることから、決算では42億円増の1兆539億円となったところでございます。

他方、臨時財政対策債を除く県債残高につきましては、257億円減の7,115億円と12年連続の減少となったところであります。財政的には比較的良好な数値が出ているところでありますけれども、全体を見ますと国、地方ともに財政状況は依然として厳しい中で、国、地方を合わせた基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの黒字化の目標というものが国のほうで示されております。この目標年度が2020年度、平成32年度ということでございますので、地方財政につきましては引き続き予断を許さない状況と考えております。今後とも、大分県行財政高度化指針に基づきまして、県税の徴収強化や事務事業の見直しなど行革実践力を発揮しながら、中長期的展望に立った財政運営に努めたいと考えております。

また、不用額につきましては、国庫補助の交付決定のおくれなど所要額の見積もりが難しい状況も生じておりますが、今後とも、極力抑えるように努めてまいります。

次に、同じ資料の2ページであります。

収入未済額の解消についてでございます。

県税の収入未済額については、納期内納付の勧奨による滞納の未然防止及び厳正な滞納処分などによる収入未済額の縮小に努めた結果、平成25年度の県税収入未済額は、前年度に比べ3億5,438万9千円減少をいたしました。県税収入の確保は財政基盤強化のための重要な柱であることから、平成24年度決算で収入未済額の約6割を占める個人県民税と課税件数の多い自動車税、この2つを重点税目と定めまして徴収強化に努めました。

個人県民税については、賦課徴収を行う市町村との連携を密にし、県徴収職員の併任派遣や滞納整理合同研修の開催などにより、市町村職員の徴収技術の向上を図りました。また、12月を県税及び市町村税滞納整理強化月間と定め、県内一斉に取り組みを行いました。その結果、個人県民税の平成25年度の現年分の徴収率は、前年度に比べまして0.28ポイント上昇しました。さらに、給与所得者に係る特別徴収について、個人住民税特別徴収適正実施推進プランに基づき、市町村と連携して企業訪問や広報活動などに取り組み、今年5月に特別徴収義務者一斉指定を行いました。

自動車税については、休日や夜間など滞納者の生活実態に即した滞納整理を行うとともに、12月と2月の徴収強化月間を中心に滞納処分を行い、収入未済額の圧縮に努めました。

今後も引き続き、個人県民税、自動車税を初め県税全体の収入未済額の圧縮に取り組みます。

以上で、1点目の平成24年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の説明を終わります。

2点目、続きまして平成25年度における主要な施策の成果について、ご説明いたします。

お手元の平成25年度における主要な施策の成果の5ページをお開きください。県有財産利活用推進事業でございます。

この事業は、歳入確保策の一環として、大分県新県有財産利活用推進計画に基づき、未利用地等の県有財産の有効活用を推進するため、測量や不動産鑑定等を実施したものです。

事業の実施状況の欄ですが、旧佐伯警察署等の未利用地・宿舍を売却するとともに、未利用地・庁舎空きスペースの貸し付け等も実施しました。また、計画的に売却や貸し付けを行うための測量委託や不動産鑑定を実施しました。

事業の成果等の欄ですが、売却等による収入額が平成16年度から平成25年度末までで93億4,700万円の実績、112.8%の達成率となっております。

1番下の総合評価の欄ですが、新県有財産利活用推進計画における歳入確保目標額の達成に向けて事業内容を拡充していることから、ここでは「見直し」としております。

次に同じ冊子の6ページをお開きください。政策県庁を支える人材育成事業でございます。

この事業は、政策県庁を支える人材育成を具体的に実践する取り組みとして、地域政策スクールを実施したものです。

事業の実施状況の欄ですが、地域政策スクールでは、地域が求める政策を自由かつ自主的に研究し、専任講師による講義やグループ討議、現地調査等を行うことで、職員の実践的な政策形成に関する知識と行動力を育んだところであります。受講者数は、県職員11名、市町村職員4名、合計15名でありました。

1番下、総合評価の欄ですが、平成26年度から県職員と市町村職員の研修一元化を行いまして、地域政策スクールは続けておりますが、公益財団法人大分県自治人材育成センターの事業として行っております。県の事業としては、「終了」というふうに整理しております。

次に、7ページをごらんください。県・市町村職員研修一元化推進事業でございます。

先ほど申し上げましたとおり、今年度からになります職員の一層の資質向上、それから県と市町村の職員のネットワーク強化を図るために、県と市町村の職員研修の一元化を実施しております。この事業は、そのための施設整備であります。

事業の実施状況ですが、新しい施設が平成25年度末で完成し、今年度より、新たな研修計画のもと、研修が実施されています。

総合評価については、研修施設が平成25年度末に完成したことから、「終了」としております。

次に、8ページをお開きください。市町村行政基盤拡充事業でございます。

この事業は、市町村への権限移譲を推進するために、ワーキンググループ会議を開催するとともに、移譲された事務の執行に必要な経費を交付するものです。

事業の実施状況の欄ですが、市町村に移譲された26の事務を対象に、所要額を算定の上、交付金を交付しております。また、大分県市町村権限移譲ワーキンググループ会議を4回開催するなど、各市町村との意見交換や協議を行い、移譲の推進に努めたところです。

事業の成果等の欄ですが、浄化槽法に係る事務について宇佐市と、屋外広告物法に係る事務について津久見市と協議が調いまして、市町村との話し合いの中で選定した全体目標延べ296事務のうち、平成25年度までに261の事務の移譲が確定をいたしました。この調書には記載はございませんが、今年度、新たに身体障害者手帳の再交付申請に係る事務、17の事務等を市町村へ移譲する予定であります。

1番下の総合評価の欄ですが、今後とも権限移譲の推進により市町村の自主、自立的な行政運営が可能となり、住民サービスの向上が図られるよう、継続して取り組みを進めることから、「現状維持」としております。

以上が総務部関係の平成25年度の主要な施策の成果でございます。

続きまして、3点目になりますが平成25年度行政監査、包括外部監査結果の概要についてであります。お手元の資料、平成25年度行政監査、包括外部監査の結果の概要の1ページであります。

平成25年度の行政監査では、「法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況について」をテーマに、41機関を対象に、50の事務について、監査を受けたところでございます。

この行政監査については、総務部に関する項目はございませんでした。

引き続き、同じ資料の4ページをごらんください。包括外部監査結果の概要でございます。

平成25年度の包括外部監査では、「県税の賦課・徴収に係る財務事務の執行について」をテーマといたしまして、4の監査の視点にありますように、事務が適正かつ網羅的に、また効率的かつ効果的に行われているか等の視点で、税務課及び県税事務所を対象として監査を受け、19件の監査の結果及び50件の意見をいただいております。

主な監査の結果及び意見についてご説明申し上げます。資料7ページをごらんください。

最初は、外部監査の結果についてであります。上の表の左側、第15徴収管理の(3)滞納処分の執行停止者の資力回復調査の妥当性について、でございます。内容は、「資力回復調査の結果、滞納処分の執行停止が継続されているが、追加調査等を指示すべきであったと考えられるものがあった」といったものであります。

次に主なものとして、同じ7ページ、下の表の左側、第1個人県民税の(5)市町村との連携強化の取り組みについて、でございます。内容は、「個人県民税特別徴収のより一層の徹底を図るため、連絡会議などを通じて市町村と連携を強化し、個人県民税の特別徴収制度を十分に浸透させていくことが必要である」といったものでございました。

これら、いただいた監査の結果や意見のうち、大部分に関しましては既に対応・措置済であります。一部については、現在、改善に向けた具体策を検討中でございます。

監査結果を踏まえまして、県税事務の一層の適正化、効率化に努めてまいります。

以上が総務部関係の平成25年度行政監査、包括外部監査結果の概要であります。

最後に、総務部の平成25年度決算についてご説明申し上げます。お手元の平成25年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書であります。

事業別説明書の、冒頭、私からは1ページについて、ご説明申し上げます。1ページは、総務部関係の平成25年度歳出決算総括表でございます。

左から4列目が支出済額であります。総務部関係の平成25年度一般会計の歳出決算額は、1,629億558万3,114円でありました。それから、公債管理特別会計については、その下の表ですが、1,430億5,315万1,259円でありました。

私からの説明は以上とさせていただきます。引き続き、決算内容の詳細につきまして、それぞれの担当課室所長から説明をさせていただきます。

岡本知事室長 知事室分についてご説明申し上げます。

決算事業別説明書の3ページをお開き願います。

第2款第1項第1目の一般管理費であります。決算額は1億6,667万2,516円となりました。

内訳は、下の枠内に記載しております給与費1億3,269万9,145円ですけれども、これは知事、副知事及び知事室職員、合わせて13名の給料及び職員手当等の経費であります。

秘書事務費2,217万7,711円ありますが、これは知事、副知事の用務及び秘書用務に係る旅費などの経費の合計であります。

それから表彰事務費401万5,802円でございますが、こちらは11月3日に行いました知事表彰あるいは県賞詞など表彰者に対する記念品代などの経費であります。

1番下ですが、平成25年度全国高等学校総合体育大会に係る行啓経費777万9,858円でございます。これは昨年7月に皇太子殿下をお迎えして開催された北部九州高校総体に係る行啓に要した経費であります。

以上でございます。

山本行政企画課長 行政企画課分について、ご説明いたします。

同じ資料の4ページをお開き願います。

第2款第1項第1目一般管理費でございます。決算額は、2億4,727万1,579

円でございます。主な内訳といたしましては、1番上の給与費2億206万325円は、行政企画課及び県有財産経営室の職員28人分の給与費でございます。

上から3番目の外部監査費1,237万8千円は、包括外部監査の実施に要した経費でございます。

続いて、5ページでございます。

5ページ下段の第2項第1目企画総務費です。決算額は、1,076万3,261円でございます。これは、全国知事会負担金861万8千円のほか、九州地方知事会の連絡調整等に要した経費でございます。

行政企画課分は以上でございます。

森崎県有財産経営室長 県有財産経営室分についてご説明申し上げます。

決算事業別説明書の5ページをごらんください。

第7目財産管理費でございます。決算額は、2億9,743万9,390円となっております。

歳出の主なものを説明します。事業説明欄の上から3番目、県有財産維持管理費ですが、主なものはその下の内訳冒頭の県有財産所在市町村交付金2億4,236万6,300円でございます。これは、県以外の者が使用している固定資産を対象に、固定資産税相当額を市町村に交付したものであります。その他は、職員宿舍の管理等に要した経費などがございます。

続いて、不用額についてご説明します。決算附属調書の15ページ、不用額調書をお開きください。

中ほどにあります総務管理費の下から3番目、財産管理費の不用額806万7,202円のうち県有財産経営室分は、438万8,610円であります。不用額の主なものは、県有財産利活用推進事業費に係るもので、不動産鑑定に係る手数料等の所要額が見込みを下回ったものであります。

以上で、県有財産経営室分の説明を終わります。

太田県政情報課長 県政情報課分について、ご説明申し上げます。

決算事業別説明書の6ページをお開き願います。

第2款第1項第1目の一般管理費でございますが、決算額は2億1,067万4,017円となっております。これは、県政情報課、法務室及び公文書館職員30人分の給与費でございます。

次に、第4目文書費でございますが、決算額は1億2,901万1,338円となっております。この文書費の主な内訳としまして、まず、文書収発・浄書集中管理費6,104万6,538円でございます。これは、公文書の収受、発送、浄書に要した経費であります。

次の法制事務費2,716万8,361円ですが、これは条例・規則の制定等に要した経費であります。

次に、7ページに移りまして、上から3番目の公文書館運営費2,428万9,262円ですが、これは公文書館における歴史的公文書等の収集・整理等に要した経費であります。

以上で県政情報課分の説明を終わります。

宮迫人事課長 人事課分について、ご説明申し上げます。

同じ資料、決算事業別説明書の8ページをお開きください。

まず、第1目一般管理費でございますが、決算額は43億8,580万6,857円です。その主な内訳は、人事課及び職員研修所職員40名分の給与費2億9,682万3,677円、人事課で一括計上しております各部局の超過勤務手当12億9,960万5,181円、平成25年度中に退職した知事部局などの職員127名に対する退職手当27億6,204万1,843円などです。

次に、第2目人事管理費でございます。決算額は、5億5,923万850円です。先ほど、主要な施策の成果でご報告させていただいたものを除きまして、主要なものとしまして1番下の項目の人事事務費5,869万6,451円でございます。これは、人事課嘱託職員の報酬や職員の旅費等の人事給与事務費や人事事務システムの保守管理などに要した経費であります。

続きまして、9ページをごらんください。1番上の項目の職員研修費4,094万6,006円でございます。これは、職員研修所での職員研修の実施に要した経費などです。

次に、第3目職員厚生費でございます。決算額は、1億3,894万9,081円です。その主な内訳は、健康管理事業費8,868万5,611円で、これは職員の定期健康診断などに要した経費であります。

次に、安全衛生管理事業費2,551万7,224円でございます。これは、労働安全衛生法や大分県職員安全衛生管理規程に基づき、職場における安全衛生活動などに要した経費でございます。産業医及び非常勤の保健師の報酬が主なものであります。

次に、福利厚生事業費1,585万1,545円でございます。これは、独身寮の運営委託及び地方職員共済組合に対する負担金が主なものであります。

次に10ページをお開きいただきたいと思っております。

下の、第9目恩給及退職年金費でございます。決算額は3,247万6,893円です。これは、恩給法及び大分県恩給条例に基づきまして、昭和37年11月以前に退職した職員に恩給などを支給したものであります。

次に11ページをごらんください。

最後に第10目諸費でございます。決算額は1億3,621万1,190円です。これは、職員住宅の建設費償還金が主なものでありまして、その他、住宅の維持修繕などに要した経費でございます。

以上で人事課分の説明を終わります。

長谷尾財政課長 財政課分についてご説明をいたします。

同じ資料の12ページをお開き願います。

第1項総務管理費第1目一般管理費、決算額は右上にありますとおり1億8,815万1,600円でございます。これは、財政課所属の職員23人分の給与費や議案書の印刷代などの県議会関係経費及び国や関係機関との連絡調整に要した経費でございます。

次に、下の第5目財政管理費決算額8億6,120万7,548円でございます。これは、予算編成や各種財政調査に要した経費及び右の13ページの上段でございますが、事業説明欄にあります諸費についてでございますが、昨年度、一般財団法人となりました

県職員互助会等3つの互助会から残余財産の寄附を受け入れまして、これを県有施設整備基金へ積み立てたものなどでございます。

続いて、その下の第2項企画費第2目企画調査費、決算額15億円でございます。

これは、国の25年度の地方財政計画におきまして、地域の元気づくり事業費が措置されましたことから、その趣旨に沿った事業を推進するため、10億円を先ほどの互助会からの寄附金5億円と合わせまして、おおいた元気創出基金に積み立てたものでございます。

その下、第12款第1項公債費第1目元金の決算額796億4,587万4,558円、次の14ページの第2目利子の決算額132億843万5,933円でございます。これらは、後ほど説明いたします公債管理特別会計への繰出金や、市場公募債の満期一括償還に備えまして減債基金への積み立てを行ったものなどでございます。

続きまして、第3目公債諸費、決算額は1億997万2,719円でございます。これは、県債発行時に引受金融機関等に支払う新規記録等手数料などでございます。

次に、右の15ページの上段、第13款諸支出金第1項第1目積立金でございます。決算額は214億1,030万455円でございます。これは、財政課所管の4つの基金への運用利息を積み立てたほか、24年度決算剰余金について財政調整基金及び減債基金へ条例に基づきまして積み立てを行ったものです。また、県有施設整備基金については、24年度の国の大型補正の受け入れにあたりまして、地方の資金調達への配慮と経済対策の迅速な実施のため国が創設した地域経済活性化・雇用創出臨時交付金、いわゆる地域の元気臨時交付金を平成25年度から26年度事業の財源とするとともに、今後の大規模施設の保全に備えるため、積み立てを行ったものでございます。

その下、第14款予備費についてでございます。財政課分の予備費充当額は、事業説明欄の右端にありますとおり、5,992万6,003円でございます。個別の充当額につきましては、各部事業課において本冊子に計上しております。

次に、16ページをお開き願います。公債管理特別会計についてでございます。

少し、公債管理の仕組みをご説明したいと思います。お手元に決算特別委員会追加資料という1枚紙をお配りしております。

まず、借換債の仕組みということで、最初に書いております。借換債は、県債の償還の平準化を図るために借りかえを予定して発行する県債でございます。具体的な仕組みについては図をごらんいただきたいんですが、10億円の借り入れを例にしております。金融機関は、通常10年の貸し付けを基本としておりまして、県においてこれを20年の長期借り入れにしたい場合、借り入れから10年後に、既に支払い済みの、そこに4.2億円とございますが、4.2億円を除いた残りの5.8億円を、一旦、全額償還した上で、償還額と同額、この5.8億円を借換債として再度借り入れるようにしています。なお、これを行いましても県債残高の増減はございません。

次に、2の公債管理特別会計ですが、これは、一般会計の実質的な予算規模を適正に把握するとともに、公債費の経理の明確化を行うことを目的として、平成17年度に設置したものでございます。

(3)の仕組みの図をごらんいただきたいんですが、上段の図のように従前は借換債を発行すると、一般会計の規模がその分、歳入、歳出とも見かけ上、拡大しておりました。これを解消するため、下段の図のように借換債に係る歳入、歳出部分を特別会計に移管い

たしまして、一般会計の予算規模を適正化しているところでございます。

なお、この特別会計を導入していない県につきましては、借換債の影響がいつも出ますので、その影響を除いた予算の伸び率を発表するという手間を食っているところでございます。

この公債管理特別会計の25年度の決算ですが、再度、決算事業別説明書の16ページをごらんください。

まず、第1款公債管理費第1項公債費第1目元金、決算額は、1,298億5,087万4,558円、その下の第2目利子は、131億9,941万201円でございます。これらは、一般会計からの繰入金を財源として、県債の償還と利子の支払いを行うものでございます。

また、1番下の第3目公債諸費286万6,500円でございますが、これは、償還時の利払いの手数料等でございます。

次に、別冊の決算附属調書の11ページをお開き願います。

まず、歳入決算額の予算に対する増減額についてでございます。

上から3つ目の収益事業収入、宝くじ収入についてですが、宝くじの収入総額は37億4,869万円でございますが、収納額が見込みを上回った分で、2,974万2,327円上回っております。

次に、12ページをお開き願います。

上から2つ目の県債についてでございます。農林水産業債25億1,800万円、土木債67億7,700万円、教育債200万円、右側の13ページをごらんいただきまして、災害復旧債2億6,900万円の、それぞれ減収となっております。これは、入札等による事業費の減少や事業を26年度に繰り越したため、25年度の県債発行を行わなかったことによるものです。

次に、歳出の不用額についてでございます。21ページをお開き願います。

下から3つ目、公債費の公債諸費1,590万5,281円ではありますが、これは、県債の発行に際し、手数料が必要となる証券による発行額が見込みを下回ったものでございます。

安部税務課長 税務課分について、ご説明申し上げます。

最初に歳入決算の状況についてでございますが、大分県歳入歳出決算書の6ページをお開き願います。

1の県税につきまして、予算現額1,037億5千万円に対しまして、収入済額1,039億3,755万8,148円となっており、予算を1億8,755万8,148円上回っております。

科目別内訳につきましては、ごらんのとおりでございます。

次に、その下の2の地方消費税清算金でございますが、予算現額228億4,869万3千円に対し、収入済額228億4,869万3,670円となっております。これは、他の都道府県に納付された地方消費税額のうち、本県分につきまして他の都道府県から払い込まれたものでございます。

次に、決算附属調書の1ページをお開き願います。

三浦（公）委員長 説明者、聞き取りづらいので少しゆっくりお願いします。

安部税務課長 1の歳入決算額の予算に対する増減額調書について、主なものについてご説明いたします。

科目の欄、県民税の個人が1億469万6,155円の増収、不動産取得税が1,040万6,377円の増収、軽油引取税が4,442万4,874円の増収、自動車税が1,474万8,352円の増収となっております。いずれも徴収率が見込みを上回ったことによるものであります。

次に15ページをお開き願います。2の不用額調書について、ご説明いたします。

不用額の主なものとして、科目の下から8段目、徴税费の賦課徴収費が2,451万7,485円となっております。これは、法人2税等の還付金の実績が還付見込額を下回ったことが主なものでございます。

続きまして、23ページをお開き願います。3の収入未済額調書でございます。

県税の収入未済額は、1番上の段の30億6,602万7,144円となっております。個人県民税及び自動車税を重点税目といたしまして、徴収強化に努めた結果、昨年と比べ約3億5,439万円減少しております。

主な税目についてご説明いたします。収入未済額の主なものは、県民税の個人でございます。昨年と比べまして約2億4,259万円減少し、18億7,990万2,119円で、全体の約6割を占めております。次に、事業税の法人が1億1,380万8,497円。これは、主に修正申告や更正処分に伴うもので、課税時には既に倒産や資金繰りが悪化している事案などによるものでございます。次に、自動車税が約4,643万円減少いたしまして、2億4,584万8,832円でございます。これは、課税件数が多いことや、担税力の乏しい納税者がいることなどが大きな要因でございます。次に、産業廃棄物税が4億2,145万7,442円でございます。これは、課税調査により更正処分を行った特別徴収義務者の納入が滞っているものでございます。

次に、31ページをお開き願います。5の不納欠損額調書でございます。県税の不納欠損額は、2億8,577万3,381円となっております。

主な税目についてご説明いたします。県民税の個人が2億1,658万4,249円、33ページをお開き願いまして、33ページの事業税の法人が637万1,250円、自動車税が2,710万4,540円となっております。

不納欠損処分の理由といたしましては、倒産や行方不明などにより滞納処分の執行を停止して3年が経過したことや、時効が完成したことなどによるものでございます。

次に、歳出決算の状況についてご説明申し上げます。決算事業別説明書の17ページをお開き願います。

第2款総務費の第3項徴税费について説明いたします。

まず、第1目税務総務費でございますが、決算額は、13億3,802万411円となっております。これは県税の賦課徴収に従事しております税務職員194名分の給与費が主なものでございます。

次に、その下の第2目賦課徴収費でございますが、決算額は、28億4,056万4,515円となっております。主なものについてご説明いたします。まず、事業別決算額の1番上にあります県税事務運営費、この事業の説明欄の1行目、償還金利子及び割引料が6億708万3,679円となっております。これは、法人2税等の還付金が主なもので

ございます。次に、同じく事業別決算額の2番目にあります県税徴収事務費、この事業の説明欄の1行目、県民税徴収交付金が16億2,781万4,102円となっております。これは、個人県民税を徴収した市町村に対し、規定額を交付するものであります。

次に、19ページをお開き願います。第13款諸支出金について、主なものをご説明申し上げます。

第2項地方消費税清算金でございますが、決算額は、185億9,373万2,670円となっております。これは、本県に納入されました地方消費税を、配分割合に応じまして他の都道府県へ支出するものであります。

次に、21ページの第6項地方消費税交付金でございますが、決算額は、115億1,042万9千円となっております。これは、清算後の地方消費税相当額の2分の1を県内の市町村に対し、市町村の人口及び従業者数で按分して交付するものでございます。なお、それぞれの交付金の市町村別の交付状況につきましては、24ページから27ページに記載いたしております。

以上で、税務課分の説明を終わります。

川野市町村振興課長 市町村振興課分について、ご説明申し上げます。

決算事業別説明書の28ページをお開き願います。

まず、第2款総務費の第1項総務管理費第1目一般管理費でございます。決算額は、2,831万8,919円で、これは市町村振興課職員28人のうち4人分の給与費でございます。

その下の県庁舎別館及振興局費は、振興局職員152人の給与費11億1,893万3,436円と振興局の運営等に要した経費、2億852万3,302円でございます。

次に、29ページをごらんいただきます。

第2項企画費第2目企画調査費97万368円でございますが、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域の振興対策の推進に要した経費でございます。

その下の第4項市町村振興費第1目市町村連絡調整費の決算額は、2億4,926万8,223円となっておりますが、その主な内訳といたしまして、1番上の市町村振興課職員22人分の給与費が1億3,594万7,046円、2段目の権限移譲の交付金に係る市町村行政基盤拡充事業費が2,824万7,320円、その次の30ページになりますけれども、住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理に要した経費であります住民基本台帳ネットワークシステム運営事業費6,796万5,823円でございます。

その下の第2目自治振興費でございます。7億4,482万7,493円は、市町村振興のため各種事業に活用することを目的に、全国自治宝くじの収益金を、公益財団法人大分県市町村振興協会に交付したものが主な内容でございます。

次に、31ページをごらんください。

第5項選挙費の第1目選挙管理委員会費1,773万4,582円は、市町村振興課職員2名分の給与費と選挙管理委員4人分の報酬など委員会の運営に係る経費でございます。

その下の第2目選挙啓発費686万4,693円は、常時啓発であります明るい選挙推進事業費や昨年執行された第23回参議院議員選挙の臨時啓発に要した経費でございます。

次に、32ページをごらんください。

第3目参議院議員選挙費4億8,311万4,131円は、昨年執行されました第23

回参議院議員選挙の執行管理に要した経費でございます。

次に、市町村振興課の主な不用額についてご説明を申し上げます。別冊の決算附属調書の15ページをお開き願います。

中ほどにあります総務管理費の下から2番目、県庁舎別館及振興局費の不用額1,276万3,459円のうち、当課該当分は1,198万4,262円でございますが、これは光熱水費や需用費などの節減によるものでございます。

以上で、市町村振興課分の説明を終わります。

中園総務事務センター所長 総務事務センター分について、ご説明を申し上げます。

決算事業別説明書の33ページをお開きください。第2款第1項第1目一般管理費でございます。

その内訳ですが、事業別決算額の1番上、5,307万4,611円は総務事務センター職員7人分の給与費でございます。その下の5,977万596円は、主に職員の給与及び旅費の事務を行います非常勤職員の雇用に要した経費でございます。その下の2億9,106万円は、総務事務センターに一括予算計上いたしております知事部局等の職員に支給した児童手当等でございます。

以上で総務事務センター関係の説明を終わります。

三浦（公）委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、大きな声でゆっくりと、マイクを使用し簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が1名の委員から出されておりますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

守永委員 よろしく申し上げます。まず、2項目ほどあるんですが、1つが事業別説明書の17ページなんですが、賦課徴収費についてです。自動車税のコンビニ収納等の委託料についてなんですが、コンビニ窓口で自動車税の収納が始まってちょっとたつわけですけども、コンビニ納税の割合が高まっているのかどうか、その状況がわかれば教えてください。それと、コンビニ納税が滞納者の減少につながっているのか。それと、委託料の額の決定方法について、わかりやすく説明していただければ助かります。それと、ほかの県税の納税に係る窓口の拡大、このコンビニでの窓口の拡大について、検討されているものがあるかどうか教えてください。

それともう1点、政策県庁を支える人材育成事業についてなんですが、主要な施策の成果の6ページなんですけれども、政策形成能力を高めるための研修制度として大切な事業であると思うんですが、職員からの応募状況というのはどのような状況なのかということと、県職員10名程度の募集枠しかないわけなんですけれども、人を育てるという観点から見て、この目標設定でよいとお考えかどうかを教えてください。

あと、優秀な人材確保ということで、人が育つ環境に常に配慮するということが大切だと思いますが、それとあわせて、優秀な人材を確保するというのも大切だと思うんですが、そういう観点で見たときに、どのような取り組みを行っているのか教えてください。

安部税務課長 自動車税のコンビニ収納等委託料の関係につきまして、お答えいたします。

自動車税のコンビニエンスストアでの納税は、平成20年度から開始しております。利用率は、年々増加傾向にございます。収納全体に占めるコンビニの利用率は、開始時、こ

れ平成20年度でございますが、21%でございました。現在では3割強、約33%を占めるまでになっております。24時間納付可能のサービスは、とりわけ日中仕事等のある30歳から50歳代の幅広い世代に利用されておりました、県民の利便性の向上に大きく寄与しているところでございます。

この間、納期内納付率のほうも、開始前、これが平成19年度でございますが、61.2%から26年度は72.2%と11ポイント上昇しております。早期の収納によりまして、滞納者の減少にもつながっていると考えております。

一方、収納の委託料のほうでございますが、現在1件当たりの単価契約となっております。平成19年度に公募型プロポーザルにて選定いたしました事業者と契約を行いまして、以後、毎年度、他県の単価との比較等の検証を行った上で、単年度ごとの契約を行っているということでございます。

また、自動車税のコンビニ納税に加えまして、自動車税とそれから個人事業税につきましては、口座振替を実施しておりました、今後、その推進のほうに力を入れてまいりたいというふうに考えております。さらに、自動車税につきましては、納付手段の多様化と納期内納付率のさらなる向上を目指しまして、クレジットカードによる納付などにつきましても費用対効果を分析し、メリット、デメリットを整理した上で導入の可否を検討していくこととしております。

以上でございます。

宮迫人事課長 私のほうから2点、お答えさせていただきます。

まず、政策県庁を支える人材育成事業についてでございますけれども、この地域政策スクールはいわゆる座学ではございませんで、若手職員が5名ぐらいのグループに分かれまして、8カ月かけてみずから選んだ課題について研究、議論しまして、最終的に政策提案まで行うというものでございます。こういったプロセスの中で、政策形成能力の向上を図ろうというものでございまして、実施に当たりましては、大学教員の指導のもとで、現地調査や担当課からのアドバイス、こういうのを受けながら自主的な議論を重ねまして、いわば研修所内大学、ゼミ活動と言える研修でありまして、かなり密度の濃い内容となっております。

こうした研修であることを踏まえまして、募集については定員を県職員10名、市町村職員5名としているところでございます。今年度で11年目を迎えて、これまでの受講者は170名となっております。実際、こういう厳しい内容でございますので、多数の応募があるという状況ではありませんけれども、受講後の評価というのは非常に高いものがございまして、この研修について政策形成能力の向上だけでなく業務への取り組み姿勢の向上、県と市町村とのネットワークづくりにもつながっていると考えておりました、今後とも続けていきたいと考えている研修でございます。

次に、優秀な人材の確保についてということでございますが、優秀な人材を確保するには、受験者の中からいかに、将来、優秀な人材を見きわめ、採用するかという観点と、より多くの受験者を集めると、2つの観点があるというふうに考えております。これまでも競争試験の実施主体である人事委員会と連携しながら、いろいろな取り組みを行ってまいりました。

試験のほうでございますけれども、より人物重視に観点を置いた採用試験とすることを

目的に、これまでも第1次試験合格者の拡大であるとか、試験全体の配点に占める面接点、面接試験の配点の割合の引き上げでありますとか、若手職員による面接試験の導入、こういうことを行ってまいりました。

平成24年度からは、民間企業における社会人経験者により培われた視野、コミュニケーション能力、主体的な行動力等を有する職員、これを採用するために、上級試験の範疇として社会人経験者の試験区分も新設しております。

一方で、どうやって受験者を確保するか、昨今の状況を見ましても受験者の確保というのは課題になっておまして、そういう問題意識のもと、昨年度、若手職員による大分県職員魅力発信プロジェクトチームというのを設けまして、優秀な職員を確保するために、具体的な方策について話し合いをしたところでございます。

P Tの中では、優秀な職員の確保のためには、受験希望者や学生らに県庁の仕事や県職員の魅力をもっと知ってもらうことが大事だと、意外と県の仕事とか、県庁の中で何をやっているのかということを知らないということがわかりましたので、そういうことが大事だという意見をもらいまして、新たな取り組みを実施しているところでございます。例えば、事務、技術職員、合わせて50人、これは若手の職員なんですけれども、から成ります大分県庁ナビゲーターというのを設置しまして、大学生などからの問い合わせにいわゆる比較的年齢の近い職員が応じられるようにいたしました。

それからまた、人事委員会から従来行っております職員採用ガイダンス、こういうのに合わせまして、参加者を県庁内の職場に案内するめじろんツアーというふうなものも行っております。また、フェイスブックで情報を開示したり、受験者の親御さんあたりにも情報を知ってもらうということも大事だと考えまして、広報紙であります「新時代おおいた」に若手職員の仕事内容の紹介とともに、試験内容などをトピックスとして掲載をしたりしております。

さらに、学生らにより積極的に働きかけるという意味から、採用困難職種であります獣医師などにつきましては、職員による出身大学への訪問など、こういったリクルート活動にも力を入れているところでございます。

今後とも、優秀な職員を採用できるよう、できる限りの努力をしてまいりたいと考えております。

守永委員 ありがとうございます。コンビニ等の活用によって、徴収の状況がよくなっているというのはよくわかりました。また、いろんな工夫も検討しているということですので、ぜひ検討を深めていただきたいと思います。

県庁の政策形成能力を高める研修についても、非常に密度の高い研修であるということのはわかるんですが、逆にそれだけに、職場実態を考えて、なかなか職場が厳しいから受講できないという環境にもなっているんじゃないかと思うので、職場で意欲のある方々がそういった研修を積極的に受けられるような職場体制の確立についても、ぜひ検討を深めていただきたいと思いますというふうに思っています。

また、人材確保については、応募した方々からよりすぐれた方を選ぶということも大事ですけれども、先ほどおっしゃったように、よりすぐれた方々が、「大分県いいな、受験してみたい」というふうに、大分県に勤めてみたいと思えるような、やはりさまざまな宣伝も当然ですし、実態としてそういう職場環境をつくるように努力をお願いしたいと思

ます。一応要望としてお願いしておきます。

三浦（公）委員長 はい、要望でございますね。

それでは、以上で事前通告のあった委員の質疑は終わりました。

次に、事前通告をされていない委員で質疑はありませんか。

江藤委員 事前通告する暇がなくて申しわけございません。3点について、ちょっとお尋ねいたします。

まず、事業別説明書の9ページなのですが、お開きを願いたいと思います。健康管理費のところなのですが、8,868万5,611円の金額なんですけれども、私が聞きたいのは、25年度中に職員の皆さんの長期療養人数、この8,800万円の対象人数が何名か、それと同時にその中の主な病気は何かと、2点ばかりお尋ねいたします。

次に、2点目ですが、次のページの10ページ、恩給及び退職年金、これが3,248万円という数字が上がっておりますが、説明欄には昭和37年以前の退職者と、こうなっておるわけですから、一応、退職者は現在の段階でその対象者は何名おられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから次に、決算附属調書の関係ですが、附属調書の23ページをお開きください。収入未済額調書の件です。24年度と25年度を比較しますと、3億円減となっておりますという説明をいただきました。そこで、県民税の中の個人税については、ずっと長年取り組んでおられます県のほうから市町村に出向させて、そして、同じ市の職員と共同でもって徴収に当たっていると、その成果そのものが60%以上上がっているというのは、これは評価できます。引き続いて、ぜひやっていただきたいんですが、問題はこの中の自動車税2億4,584万8,832円と産業廃棄物が4億2,145万7,442円と、この部分の未収入について、これは知恵を出せば何とかなるんじゃないかなと私は思っております。だから、産廃あたりになると前金じゃ取られんのかと。前金を取っておけば、「納めん人は捨ててはいけない」というような厳しい方法はとれんかどうかと、私はそういうふうにご考えておりますので、その未済額の理由説明をいただきたいと思います。

以上3点、お願いします。

宮迫人事課長 私のほうから2点、お答えさせていただきます。

健康管理費の分でございますけれども、この分の健康管理事業費の対象は全職員でございます。そのうち長期療養という形で年度末時点でしますと16名の方が休職という形になっておまして、多いのがやっぱりメンタル系の方で14名、あと、がんとか、そういう悪性新生物が1名、それから、その他という形で1名というふうになっております。

それから、恩給の対象者でございますが、現在のところ27名となっております。

以上でございます。

安部税務課長 収納未済額の関係で、自動車税、それから産業廃棄物税に関するご質問でございました。

まず、自動車税につきましては、これは非常に課税件数が多いでございます。年間で40万件を超える課税件数があるということで、現場、県税事務所の徴収といたしましては、徴収職員はもとより課税関係の職員、総務の関係の職員も合わせまして、事務所を挙げて滞納整理のほうに取り組んでおるということでございます。

こういった取り組みもございまして、徴収率のほうにつきましては年々上昇していると

いうことをごさいます。ちなみに、平成25年度でご説明いたしますと、現年度分の徴収率は99.49%となっております。過去最高の徴収率を記録していております。もともと全体の税収が145億円ぐらいあるものですから、収入未済額そのものにつきましても徴収率がある程度高どまりしてはいますが、金額としては、先ほどあったような金額になっておるわけですが、今後とも引き続きまして、収入未済額の圧縮に取り組んでまいりたいというふうにごさいます。

それから、産業廃棄物税でごさいます。これも収入未済額が結構大きいということをごさいます。この収入未済額の要因につきましては、特定の業者が国税の査察を受けたということで、大きく所得の脱税が見つかったというようなことから、産業廃棄物税の調査に入りまして、そして複数年度にまたがった更正を行ったということで、一気に滞納額が膨らんだというような特殊な事情でごさいます。今、この案件につきましては滞納処分等を行いながら、収入未済額の解消に向けて努力をしているところでごさいます。引き続きまして、収入未済額の圧縮に向けて、精いっぱい頑張っていきたいというふうにごさいます。

以上でごさいます。

酒井委員 措置状況報告で、今、部長から財政運営の健全化について報告があったところでごさいます。その中で、経常収支比率の関係について、お尋ねをさせていただきたいと思ひます。

ご案内のとおり25年度は、経常収支比率が2.9ポイント減少して92.5%ということで、私ども、これまでの県の財政運営としては、経常収支比率は大体95%というのが妥当というふうにごさいます。3年ぶりに大幅に改善がされたということで報告がありました。

この中身とすれば、ご案内のとおり地方交付税による公務員の給与の削減等が主な理由というふうにごさいます。この大幅な2.9ポイントの要素と言ひますか、原因をお知らせいただきたいと同時に、やっぱり財政構造の弾力性を示すためには、この経常収支比率がやはり低いほうがいいわけですから、今後、この見通しがどうなるのか、また、もとに戻るのか、ある程度、これが92%から93%ぐらいで推移をしていくのか、その点についてお伺ひをいたしたいと思ひます。

長谷尾財政課長 経常収支比率についてのご質問でごさいます。

委員おっしゃるように、今年度2.9ポイント改善の92.5%ということで、3年ぶりに数値が下がったということでごさいます。特に要因といたしまして、人件費、25年度は国の要請によりまして給与の特例減額をやっております。こういった関係のもと、退職手当が幾分下がっております。こういったものが実は分子でごさいます。あわせて公債費も少し下がっております。義務的経費の減少といったものが分子の要因でごさいます。

一方、分母のほうには県税とか地方譲与税、いわゆる経常一般財源の増収が見られたことというようなことでごさいます。数値的に申し上げますと、給与の特例減額が寄与度と言ひますか、影響額が1.2ポイントぐらいごさいます。退職手当の減が0.8ポイントぐらいごさいます。合わせて2ポイントぐらいが分子のほうの影響額でごさいますので、こういったものが26年度は、給与がまず復元されておりますし、退職手当につきまして

も、今後、増嵩していくという見立てを私どもいたしております。

一方、歳入のほうでございますけれども、県税、先ほど税務課長からございましたように、いろいろ徴収努力をやって、全体、法人関係税等の税収が上がってきておりますので、その辺のところでは分母は幾ばくか膨らんでいくんだろーと思っております。

こういう状況でございますので、この9.2%台が今後も維持できるかということ、ちょっと予断を許さない状況ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

酒井委員 歳入が大きく上がれば、かなり経常収支比率も、今後確保できると思いますけど、消費税のアップ等で厳しい状況で、税収等も厳しい状況になるというふうに思います。したがって、今、私が質問したんですけど、26年度はまた9.5%に近い数字にこれからすれば戻るということで確認をしていいか、その点についてお尋ねします。

長谷尾財政課長 今言ったポイントの要因でございますけれども、特に分母のほうに来ます経常的な一般財源でございますけれども、この見込みが今後どうなっていくかと注視いたしておりますけれども、いきなり9.5%まで戻るとは考えにくいので、ふえる部分がどの程度になるか、また26年度決算段階でないと全体の収支は出ませんけれども、こういったところをよく注意しながら、財政運営を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

三浦（公）委員長 それでは、次にまいります。ほかに質疑のある方は挙手願います。

久原委員 ちょっと時間があるのでお聞きしたいと思うんですが、事業別説明書の14ページ、私はいつも思うんですけど、上の利子のところ、公債管理特別会計繰出金というのは131億9,941万201円というふうにあるわけですね。131億円というので、私も前にこの131億円も利子だけ、どこに払いよるのかということでも聞いたんですよ。そしたら、この131億円の利子を払いよるところの一覧表をいただきました。それで見ると、ここの大分銀行に48億7,300万円も払いよる、財務省に41億円を払いよる、みずほ銀行に14億円を払いよる。

つまり、今、ゼロ金利政策だとかいうような中で、借り入れの場合は当然利子がつくとは思いますが、これだけの利子を払う、例えば、大分銀行だけでいうと約50億円じゃが、これだと1人1千万円の給料を払うて、500人の大分銀行の職員を養いよることになる。県が借りているものだから、全然心配しなくてよい、向こうは。そのように払わなならんようなことをするんじゃないかと、もうちょっとうまく、安い金利はどっかねえのかとか、あるいはさっきの借換債のところでは何かいろいろ言いよったけど、そういうこと、ちょっと俺もようわからんけど、あるいはもう要らん投資はせんで、辛抱して、金利を払わんでいいように財政内の中で、もう借り入れなんかせんでやるような方法はないのかどうかとか、そういうことをちっとは考えたほうがいいんじゃないかと思ふんだけど、どげん思うかい。

長谷尾財政課長 委員ご指摘のように、お金を借りると金利を払うというのが我が国における常識だと思うんですけども、実はこの金利も、今130億円台でございますけれども、10年前まで200億円台の金利を払ってございました。公債費がほぼ900億円の前半でございますので、今、元金のウエートが高まって、利子のウエートが下がっているという状況でございます。

この数年の低金利の状況でございますけれども、そういった中で、いろんな組織からお金を借りているわけでございますけれども、特に財政融資資金というのがございます。これは昔の大蔵省資金運用部の資金を、今、財政融資資金と言うんですが、もともとここが長期で低利な貸し付けをしておったんですけれども、少し方針転換といいますか、動きが出ておりますのが、こういった有利な貸付金については、市町村に向けて余計配分していきこうと、都道府県については銀行等からそういったお金を借りてくださいよというようなことで、今、大体3割ぐらいが国の財政融資資金でございます。残り7割が金融機関等から借りております。

そういった中で、安くないかというふうなご指摘でございますけれども、実は少しそういった工夫をいたしておりますして、通常、国債あるいは地方債に準じまして金利の交渉等を銀行等とするんですけれども、そういったルールが少しございます。ただ、そういったのは別にしまして、例えば25年度ですと120億円分の引き合いというのをやっております。これは、私ども個別の市場公募債に加盟いただいておりますシンジケート団がございまして、こういったところにお話をいたしまして、「有利な金利を条件提示してください」というようなことでやっております。こういったことで金利の引き下げといいますか、利子支払い額の低減に1つは努めております。

もう1つは、よく私どもご答弁するんですけれども、県債の発行額の抑制でございます。これは県債を発行せずにできるというのは、それなりの一般財源が要ります。要するに、年度途中でいろいろ収支改善をやっていきますけれども、こういった中でそういった使える充当可能な一般財源が出れば、極力の発行抑制をいたしております。仮に発行抑制の額でございますけれども、25年度が35億円、24年度が40億円、23年度が25億円というふうなことで、大体30億円前後の発行抑制を毎年度やってきたというところでございます。

以上でございます。

久原委員 努力しているんだろうとは思いますが、とするならば、こうやって金利を負担するならば、大分銀行だけに何で48億円も払わなければならないのか。それじゃなくて、借りるのなら大分にはいろんな金融機関があるでしょう。例えば、豊和銀行なんか2億円しかない。そうすると、やっぱりみらい信金だとか信用組合だとか、あるいは信用金庫だとか、いろいろいっぱい大分県には金融機関があるわけだから、そういう中小の金融機関に借りかえて、少しは回してやるとかね、そんなことを考えてやらないと、大分銀行だけ500人の職員の人件費を払っちゃることはないと思う。そういうことはちょっと考えたほうがいいと思うから、要望しておきます。

三浦（公）委員長 ご要望でしょうか。

久原委員 いや、答弁があるなら聞きたいです。

長谷尾財政課長 ご指摘の大分銀行のお話が出ておりますけれども、1つは、こういった縁故資金というふうに呼んでおりますけれども、主幹事が、窓口が大分銀行ということで従来やってきているんですけれども、今、委員ご指摘の、その他の金融機関ということで、豊和銀行さん、みらい信金さん、あるいは県信用組合、県信連等、実はこれ配分をそれなりに今までずっとやってきております。極力、そういったところに気を使いながら、今後県内の地元の金融機関に向けてお願いをしていきたいと思っております。

ただ、私ども、国債に準じて、スプレッドと言いますけれども、国債とうちの県債の利率の違いでございますが、国債の金利に多少上乘せした利率で、かなりな低金利でございますが、これが、多分、企業さんがお借りするときにはもっと高い金利で借りているんだろうと思います。

そういった中で、喜んで応じているかということ、大分銀行さん以外のところで、おつき合いかなという部分もあるんじゃないかなと、直接聞いたことはございませんけれども。そういった中でも地元金融機関のご協力をいただきながら、そういった他行の金融機関にもこれまでどおりお声をおかけしてやっていきたいと考えております。

三浦（公）委員長 それでは、ほかに質疑のある方は挙手願います。

田中委員 事業別決算書の8ページの超過勤務手当が約13億円出ていますが、これは対前年度に対してどれぐらいの縮減をしているのか、あるいは職員1人当たりどれぐらいの超過勤務時間になっているのか、お知らせください。

宮迫人事課長 超過勤務手当の決算ベースの数字でございますが、24年度と25年度を比べますと、対前年比マイナス6.8%、24年度が15億4千万円のところ25年度が14億3千万円という形になっております。

それから、超過勤務の1人1月当たりの時間でございますが、平成24年度が15.2時間、平成25年度が若干減りまして14.4時間ということになっております。推移を見ますと、まだ若干高目の数字にはなっていると思っております。

田中委員 超過勤務手当については、職員の仕事のクオリティーといいますか、質を高めるといことで、行政改革の1つのバロメーターにはなり得ると思っておりますので、不要な資料はないと思えますけど、過剰な資料の作成とか、あるいはまた勤務時間内にどれだけ効率的な仕事をやっていくかという、この辺の行革の不断の努力をさらに積み重ねていただきたいなと思っております。

それで、各部局ごとの超過勤務手当の数字があれば、資料としていただきたいと思いますが、委員長お願いいたします。

三浦（公）委員長 ただいま田中委員から、先ほどの質問に関連する資料提出の要求がありました。

お諮りをいたします。ただいまの資料を委員会として要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 ご異議がありませんので、ただいまの資料を要求することに決定いたしました。執行部はよく調整の上、速やかに提出願います。

それでは次に、ほかに何かあればお受けいたします。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 それでは、以上で委員からの質疑を終わりにして、次に、事前通告が1名の委員外議員から出されていますので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

堤委員外議員 どうもお疲れさまです。

まず、市町村振興課、主要な施策の成果の8ページ、市町村行政基盤拡充事業について、権限移譲については先ほど若干説明がありましたけれども、受け入れの難しいという団体

というふうに記載されていますけれども、その対応をどうしているのか。

また、平成25年度、先ほど部長の答弁の中で35事務残っておりますけれども、平成26年度は17事務移譲というふうに言っております。残りの18事務というのは、どういふふうなものがあるのか。

もう1つは、税務課。事業別説明書の17ページ、県税徴収事務について、個人と法人の県民税、事業税等で差し押さえの件数及び金額、徴収猶予、滞納処分の執行停止などの件数と金額はどうなっているのか。また、その猶予や停止をした理由はどのようなものがあるのか、数字をゆっくり言ってください。

川野市町村振興課長 ただいまの市町村行政基盤拡充事業についてでございます。

権限移譲につきましては、市町村の十分な理解と受け入れ体制のもとで実施すると、このことは肝要であるということでございます。当初から市町村の担当課長をメンバーに入れまして、ワーキンググループを設けております。その中で、移譲に向けた課題を整理しながら進めております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり一部の市町村の中では移譲後の事務負担の増、それとか移譲を受けることによる責任の増大、クレーム対応への不安、こういったようなことなどを理由にいたしまして難色を示しているというところがございます。こういった市町村に対しましては、まず住民視点に立って、住民メリットを第一に考えて対応していただきたいということで話をしているところでございます。例えば、浄化槽法など継続協議中の事務がございます。それにつきましては、市町村振興課が廃棄物対策課であるとか、県庁の関係課とともに市町村にこちらから出向いていきまして、そして当該事務に関する説明、これは直接の市町村の事業担当課、こちらのほうと説明をしたり、要望を聞いたりという形でやっております。また、市町村からの要望等を受けて、研修会の開催を行ったり、事務処理の手引、質疑応答集の作成、こういったようなきめ細かな受け入れ支援というものも実施いたしているところでございます。そういう形で、今後もワーキンググループの場などを活用して個別の協議も行いながら、市町村と議論を深めながら、円滑に移譲を進めていきたいと考えております。

それで、今残っている事務でございますけれども、296の中で残っておりますのが旅券法が1つ、それから屋外公告物法の関係、それから農地法の関係、それから浄化槽法の関係、この4つの法律に関する事務でございます。

なお、先ほど申し上げました身障手帳の破損した場合の再交付の場合、これについては去年からことしにかけて議論する中で、新たに追加してはどうかという形で理解を今年度いただいて、来年には移譲できるのではないかとというふうに考えているところでございます。

いずれにしろ、市町村としっかり議論しながら、市町村の状況も把握しながら、適切なしっかりとした対応をしてみたいというふうに考えております。

三浦（公）委員長 安部税務課長、答弁はゆっくり、特に数字はゆっくりお願いいたします。

安部税務課長 差し押さえ処分や滞納処分の執行停止等の件数と金額、それから滞納処分停止等の理由についてのお尋ねでございました。

まず、差し押さえ処分の件数でございますが、県税全体で見ますと件数は2、196件、

金額が5億9,730万9,157円となっております。

それから、納税の猶予制度であります徴収猶予、それから滞納処分の執行停止につきましては、決算時点の数字でございますけれども、まず徴収猶予の件数でございますが、37件、金額が3,481万8,939円となっております。それから、滞納処分の執行停止の件数でございますが、1,515件、金額が2億7,241万4,603円となっております。

徴収猶予でございますが、これにつきましては、不動産取得税におきまして、住宅用地の取得後、住宅を新築したもの、それから、軽油引取税におきまして、売掛金の回収に時間を要したものなどにつきまして徴収猶予を行っております。それから、滞納処分の執行の停止でございますが、これにつきましては、生活困窮者や所在不明で財産の不明なものなどにつきまして執行停止を行っております。

なお、税務行政の執行におきましては、県民の生活状況をよく把握した上で、徴収猶予や滞納処分の執行停止を行うなど、納税者の実情に応じた対応を行っているところでございます。また、これ以外にも事実上の猶予に当たります分割納付につきましても、納税者の生活状況を考慮の上、実施しているところでございまして、今後とも適正な税務行政の執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

堤委員外議員 24年度の決算のときに、差し押さえが1,581件あって、今回2,196件とかなり伸びているんですけれども、この伸びた理由というか、差し押さえですからね、非常に厳しい状況だと思うんですけれども、差し押さえの伸びた原因と相手方、悪質の状況はどうかということを教えてください。

それと、さっきの分割納付の話がありました。これ、何回に分けてするんだけれども、そのとき、誓約書か何かをとるのかな。その誓約書の法的な根拠というのはどこにあるのかということのを、もしとる場合はですよ、教えてください。

安部税務課長 差し押さえ件数につきまして、昨年度に比べてふえているということでございます。私が先ほど申し上げました2,196件でございますけれども、これは差し押さえの件数をシステムで拾うときに、従前は、例えば差し押さえをして即日取り立てをする場合があります。この分についてはカウントしていなかったんです。それで、集計の方法を今回見直しまして、集計をやり直したところ、2,196件ということでございます。同じような集計のやり方で、昨年度、24年度を拾い直してみますと、2,329件ということになりまして、件数的には同じ条件でシステム上拾いますと、減っているというような状況でございます。

それから、誓約書の取り扱いでございます。これは分納誓約ということで、将来的にいつの時点で幾らお支払い願いますということを文書でもって確認するという意味合いでございまして、要は分納誓約どおり履行されなかった場合については、例えば滞納処分、差し押さえ等に移行するというふうなことを前提にして、納税者の方と交渉を行うわけでございまして、その交渉を行った結果を双方で確認するという意味合いで、この納付誓約書ということのを交わしておるところでございます。

以上でございます。

三浦（公）委員長 安部税務課長、先ほどの答弁で、差し押さえの相手方の悪質な状況に

ついても質問があったわけですが、答弁漏れがありましたのでお答えいただきたいと思
います。

安部税務課長 悪質者といえますか、要は納税交渉の中で、なかなか約束どおり納めて
いただけないというような方も中にはいるわけでございます。それは、例えば非常に生活
が苦しいという方もおりますし、そういう場合につきましては、先ほど申し上げたとおり
に、例えば滞納処分の停止であったりとかいう法的な措置をとっているわけでございま
す。財産がありながら納税に応じていただけないという方につきましては、最終手段といた
しまして差し押さえという措置に踏み切るわけでございまして、悪質者がふえているか減
っているかというのは、なかなかこの件数だけでは判断できない部分もございしますが、件数
的には減ってきているということございまして、1つは課税件数そのものが減ってきて
いるということもございします。悪質者がふえているか、減っているかというところにつ
いては、ちょっと答弁といえますか、はっきりした回答はできかねるということございま
す。

三浦（公）委員長 よろしゅうございますか。それでは、以上で質疑を終わります。

これをもちまして、総務部関係の審査を終わります。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

なお、これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔総務部、委員外議員退室〕

三浦（公）委員長 これより、決算審査報告について内部協議に入ります。

先ほどの総務部の審査を踏まえ、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事
項等の取りまとめについて協議をいたします。

ご意見、ご要望がありましたらお願いします。

〔「委員長一任」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 委員長に一任とのことですので、審査報告の取りまとめについては、
本日の審査における質疑を踏まえまして、委員長に一任いただくということでよろしゅう
ございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 ご異議がないので、そのようにいたします。

以上で総務部関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時、休憩いたします。

1 1 時 3 6 分休憩

1 3 時 0 1 分再開

尾島副委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、農林水産部関係の審査に入ります。

執行部の説明は、取り決めの範囲内の時間となるよう要点を簡潔・明瞭に、大きな声で
お願いします。

農林水産部長及び関係課長の説明を求めます。

工藤農林水産部長 農林水産部関係分についてご説明申し上げます。

お手元の一般会計及び特別会計決算事業別説明書の165ページをお開き願います。

上段、一般会計の表をごらんください。

農林水産部の予算は、第6款農林水産業費と第11款災害復旧費からなっております。

平成24年度からの繰越額を含めた予算現額は、表の1番下、歳出合計の欄のとおり、745億5,659万7千円となっており、その右側の支出済額及び25年度から26年度への翌年度繰越額を差し引いた不用額は、表の右から3列目のとおり28億3,485万8,369円となっております。

不用額の主なものは、高病原性鳥インフルエンザの防疫経費等である家畜伝染病緊急防疫体制整備事業費5億円や平成24年梅雨前線豪雨災害等の復旧・復興経費等である耕地災害復旧費約3億2,800万円、その他補助事業において所要額が見込みを下回ったこと等によるものでありますが、その詳細や特別会計につきましては、各課別の決算状況とあわせまして、後ほど担当課長からご説明いたします。

続きまして、昨年度の決算特別委員会の審査報告書に対する措置状況を説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の6ページをお願いいたします。

農業改良資金の収入未済額の解消についてでございます。

17名の滞納者について、返済協議を重ねました結果、約702万円を回収いたしました。一方、新たな違約金の滞納が約238万円発生しております。

また、回収が不能となっているものについて、約124万円を債権放棄の議決をいただきまして、不納欠損処分をいたしましたところでございます。

平成25年度末の収入未済額は、平成24年度末と比較しまして、約512万円減少し7,322万円となっております。

今後も関係機関と連携しながら督促に努めて、収入未済額の縮減に努めてまいります。

次に、沿岸漁業改善資金の収入未済額の解消についてでございます。

3名の滞納者について、返済協議を重ねました結果、169万円を回収いたしました。

また、新たな滞納もなかったことから、収入未済額は1,918万円に減少したところでございます。

今後も関係機関と連携しながら督促に努め、収入未済額の縮減に努めてまいります。

続きまして、13ページをお開き願います。

農地・水・環境保全向上対策事業についてでございます。

平成26年度以降の取り組みに当たっては、新たに8市町村、計14市町村が重複実施で取り組むこととなりました。さらに、4市町村についても平成27年度からの取り組みについて協議しているところです。

また、当事業は平成26年度から事業内容の拡充を行い、名称も農業農村多面的機能支払事業として、さらなる事業推進に努めているところでございます。

続きまして、次のページ、木造建築物等建設促進総合対策事業についてでございます。

平成25年度に事業見直しを行いまして、建築主への助成は、同年度に開始された国事業の木材利用ポイント事業を活用することといたしました。

また、工務店への助成は、使用部材のボリュームが大きく、県産材の需要拡大に大きく

貢献するはり・桁材への高品質杉乾燥材の使用に特化して事業を再編するとともに、事業内容を周知徹底するため、県内4カ所で工務店を対象に説明会を開催いたしました。

その結果、25年度の実績は25戸の目標に対し、26戸となったところであります。

なお、国の木材利用ポイント事業も関係団体が積極的に利用促進を図り、499戸の実績となりました。

これにより、国事業と県事業と合わせた平成25年度の実績は525戸となり、前年度の140戸を大幅に上回ったところであります。

今後とも、事業の周知と円滑な実施に努めてまいります。

次のページをごらんください。

鳥獣被害総合対策事業についてでございます。

本県農林業被害額の約80%を占めます、イノシシ、鹿の25年度捕獲頭数は、前年度を4,382頭上回る5万7,563頭となりました。被害金額については、前年度より700万円増加し、全体で2億9,400万円となっておりますが、2年連続し3億円を下回りました。

さらなる被害の減少を目指しまして、引き続き、次の4つの対策を柱とした総合的な鳥獣被害対策を実施しております。

1つ目の集落環境対策は、住民みずからが防護柵で守る、捕獲に取り組む戦う集落づくりを推進しております。平成25年度には選定した50集落のうち27集落が被害ゼロを達成いたしました。

2つ目の予防対策は、イノシシ等の侵入を防ぐため、国の補助事業等を積極的に活用し、防護柵等を設置しております。25年度には防護柵の設置延長1,176キロメートル、それに併設する箱わなを103基設置しております。

3つ目の捕獲対策は、捕獲報償金制度の活用とあわせ、県内一斉捕獲や九州シカ広域一斉捕獲を実施しており、25年度の実績では、イノシシは、前年度より2,500頭上回る2万5,172頭、鹿は、前年度を1,800頭上回る3万2,391頭で過去最高の捕獲数となりました。

4つ目は獣肉利活用対策で、捕獲した獣肉を食用として流通できるよう、県内25の獣肉処理施設や狩猟者を対象とした適正処理の指導並びに首都圏におけるジビエフェア等を開催し需要の拡大を図ってまいります。

今後とも対策の見直しを不断に行いながら、4つの基本施策を着実に進めることで、さらなる被害軽減に努めてまいります。

続きまして、主要な施策の成果についてご報告申し上げます。

お手元の平成25年度における主要な施策の成果各部評価結果一覧表の11ページをお願いいたします。

農林水産部関係分としては、合計44事業が記載されております。

まず、評価結果総括表の一番上、成果の評価をごらんください。

成果目標に対する達成状況をまとめておまして、「達成」が21事業、「概ね達成」が8事業、「達成不十分」が2事業、「著しく不十分」が5事業となっております。

3つ下の総合評価でございますが、「現状維持」が18事業、「見直し」が10事業、「廃止」が1事業、「終了」が9事業となっております。

なお、評価が空欄となっているものは、公共事業が評価の対象外となっているためでございます。

その下の個別事業一覧表では、事業ごとの評価の状況をまとめており、本日は、重点的に取り組んだ事業や思うように成果が得られなかった事業を中心に、お手元の平成25年度における主要な施策の成果によりご説明いたします。

まず、153ページをお開き願います。

森林（もり）づくりボランティア活動促進事業でございます。

この事業は、県民共通の財産としての森林を県民全体で支え守るため、NPO、企業等が行う森林づくりを推進したものです。

事業の実施状況ですが、森林づくりボランティア支援センターによる森林づくり活動情報の収集や発信を行うとともに、ボランティア活動に必要な技術研修を実施いたしました。

また、企業や県下56のNPO団体等が取り組む森林づくり活動への支援を行いました。25年度の決算額は、427万9千円です。

成果指標に対する評価ですが、森林づくりボランティア参加者数目標1万1,600人に対して、実績は1万2,832人で達成率は110.6%の「達成」となっております。

今後の取り組みとして、一番下の総合評価欄ですが、本年4月に高尾山自然公園内に移転した森林づくりボランティア支援センターを、森林ボランティア活動の拠点施設として積極的に活用してまいります。

次に、157ページをお願いいたします。

獣医師確保対策事業でございます。

この事業は、近年、口蹄疫や鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が継続発生し、国民の食の安全に対する意識が高まり獣医師の役割が重要となる中、ペットブーム等の影響もあり獣医師の確保が困難となっていることから、獣医系大学に在籍する学生に対し県公務員獣医師への就職勧誘活動を行うとともに、修学資金を給付することにより安定的な獣医師確保を図ったものです。

県公務員獣医師を希望する学生8人に対し、修学資金を給付するとともに、全国15の獣医系大学において、学生に対し就職勧誘相談会等を行いました。

決算額は856万5千円です。

成果指標に対する評価ですが、公務員及び産業動物獣医師の本県への就職人数目標6人に対し、実績は6人で「達成」となっています。

今後は、引き続き獣医師確保特別修学資金の給付対象者の確実な確保に努めますとともに、大学訪問・インターンシップにおいて大分県や県公務員獣医師のさらなる魅力啓発活動を行ってまいります。

次に、158ページをお開き願います。

県産粗飼料流通拡大事業でございます。

安全・安心な県産畜産物の生産のため、コントラクターの機械整備や稲わら及び稲発酵粗飼料の品質向上の取り組みに対し支援し、新たに県内酒造メーカーの焼酎粕濃縮液と稲発酵粗飼料を主原料とした安価な子牛育成飼料の開発、普及を図ることにより、県産粗飼料の流通拡大や輸入粗飼料からの転換を推進したものです。

畜産農家の輸入稲わら給与量を低減するための県産粗飼料の品質向上や生産拡大に必要

な機械整備を2つのコントラクター組織に対して助成を行うとともに、農家に対しては県産粗飼料の利用促進を図ったところであります。

25年度の決算額は1,078万2千円です。

成果指標に対する評価ですが、輸入稲わらから県産稲わらへの転換数量を1,360トンとする目標に対し、実績は1,385トンで「達成」となっております。

今後とも、県産粗飼料の品質向上及び生産拡大と需要拡大の支援を引き続き実施してまいります。

次に、159ページ、「The・おおいた」ブランド流通開拓・情報発信事業でございます。

この事業は、マーケット起点の商品(もの)づくりを推進するため、民間のマーケティングアドバイザーから指導・助言を得るとともに、京浜・京阪神・福岡の各地域を担当するメーカーを中心に県域流通・販路開拓を推進したり、情報発信を強化することでブランド力の向上を図ったものです。

事業の実施状況ですが、各生産者団体やJA等と連携して県域生産・県域流通体制の整備を推進し、「The・おおいた」ブランドづくりに取り組んだ結果、平成25年度はハウスマシカの広域一元販売の体制が整ったところであります。

25年度の決算額は2,489万9千円です。

成果指標に対する評価ですが、新たな広域流通品目の販売額109億円の目標に対し、実績は90億円で、年々拡大しているとはいえ「達成不十分」となっています。これは、品目によって品質格差や出荷規格の違い等により産地間の合意が図れず、広域一元販売体制とならなかったことなどによるものです。

今年度は、カボスの広域生産部会の発足やJA玖珠九重のトマト選果施設の整備によりまして、広域一元販売への取り組みが着実に進んでおり、今後も農業団体等との連携を強化し、県域流通体制の整備を一層推進するとともに、大分県農協の販売強化に向けた自主的な取り組みへの支援をさらに強化してまいります。

次に、160ページをお開き願います。

農林水産物輸出促進対策事業でございます。

この事業は、高い経済成長により消費マーケットが成長している東アジアを中心に、農林水産物の輸出促進に取り組んだものです。

事業の実施状況ですが、海外の店頭での販売促進のプロモーション、バイヤーの産地招聘のほか、新規の輸出国を開拓し、県産農林水産物の海外での販売拡大を図りました。

25年度の決算額は365万円です。

成果指標に対する評価ですが、農林水産物の輸出額14億3,310万円の目標に対し、実績は9億8,383万1千円と「著しく不十分」となっています。これは、円安傾向で輸出量が回復基調になったものの、北米・香港における養殖ブリの他県産との競合もあって、達成には至らなかったものです。

今後は、大分県産農林水産物の安全・安心をPRし、新たな輸出品目の開拓や新規輸出国の拡大、新たに輸出に取り組む農家・企業を掘り起こし、輸出の拡大に取り組んでまいります。

次に、162ページをお開き願います。

次世代を担う園芸産地整備事業でございます。

この事業は、次世代を担う園芸産地づくりを進め大分の顔となる園芸品目のブランド確立を行うため、企業的経営体の育成を主眼に産地の拠点となる栽培施設や流通施設の整備に対して支援したものです。

野菜、果樹、花卉の栽培施設の整備や広域集出荷施設整備等に対して助成いたしました。25年度の決算額は7億1,228万3千円です。

成果指標に対する評価ですが、当事業で拡大する園芸品目栽培面積21ヘクタールの目標に対し、実績は27ヘクタールで「達成」となっています。

今後も、大分の顔となる園芸品目のブランド確立に向け、大規模リース団地を中心とした栽培施設並びに広域集出荷施設の整備を重点的に支援してまいります。

次に、167ページをお開き願います。

しいたけ増産体制整備総合対策事業でございます。

この事業は、日本一の大分しいたけの品質向上と生産量の増大を図るため、簡易作業路の開設や天候に左右されず、安定生産、省力化につながる人工ほだ場や散水施設等の施設整備に対し助成を行いました。

25年度の決算額は5,692万6千円です。

成果指標に対する評価ですが、乾・生シイタケの生産量の目標1万2,470トンに対し、実績は1万2,690トンで「達成」となっております。

今後も、全国ブランドである大分しいたけのブランド力をさらに強めるため、県下全域で生産拡大や品質向上の取り組みを推進するとともに、市町村や関係団体と連携を密にしながら事業を進めてまいります。なんとか乾シイタケの価格回復に努めていきたいと考えております。

次に、168ページをお開き願います。

県産材販売強化総合対策事業でございます。

県産材の国内外での販路拡大を図るため、合板用原木の船舶輸送や、住宅資材フェア等への出展及び杉丸太等の輸出に必要な薫蒸等の経費を支援したものです。

9回の国内船を活用した船舶輸送や、22回の大都市圏での住宅フェア、26回に及ぶ中国・韓国向けの原木輸出を実施いたしました。

25年度の決算額は1,711万3千円です。

成果指標としては、杉丸太等の海外輸出量の目標1万4千立米に対し、実績は2万904立米で「達成」となっています。

今後も、引き続き森林所有者の所得向上と森林資源の有効活用を進めるため、原木や製材品の販路拡大を図ってまいります。

次に、169ページをごらんください。

県産魚販売総合力向上事業でございます。

この事業は、近年、県産魚の消費が伸び悩んでいることから、県漁協等による販売力の向上を図る取り組み等に支援したものです。

新たなブランドであるかぼすブリ、かぼすヒラメの都市圏への販路開拓を進める取り組みや病院・福祉施設向けの加工品開発などを支援いたしました。

25年度の決算額は1,489万円です。

評価ですが、チャレンジ魚種の漁協販売額63億円の目標に対し、実績は52億8,600万円にとどまり「達成不十分」となっております。

これは、販売額の7割を占めている養殖ブリの生産量減少に伴い取扱量が減少したことによるものです。

今後とも県産水産物のさらなる販売力向上に向けた取り組みを図ってまいります。

次に、171ページをお開き願います。

企業等農業参入推進事業でございます。

この事業は、力強い経営体の確保・育成の一環として、県内外の企業を農業分野へ迅速かつ効果的に誘致するため、農地情報の発信や施設整備など、参入企業に対し総合支援を行ったものです。

25年度は、参入に向けたセミナーを大分市や福岡市などで開催するとともに、参入企業に対して、施設の整備や機械の導入等の支援を行いました。

決算額は2,047万7千円です。

成果指標に対する評価ですが、農業参入企業件数の目標であります年間20社に対しまして、実績は18社であり「概ね達成」となっています。

今後も力強い経営体の確保・育成のため、農業への企業参入に引き続き取り組んでまいります。

173ページ、地域育成型就農システム支援事業でございます。

農業の担い手の減少や高齢化に対応するため、地域で新規就農者を受け入れ、生産者みずからが育成する体制が必要です。本事業は、就農学校の設立に必要な研修施設の整備や、指導者の配置に伴う経費を生産者組織等に対して支援したものです。

事業の実施状況ですが、国東市の小ネギ、杵築市のイチゴ、宇佐市のブドウの3カ所で開設し、研修生の募集が始まりました。

決算額は4,457万4千円です。

成果指標に対する評価ですが、就農学校の設置累計箇所数の目標である4カ所に対して実績は3カ所となっており「著しく不十分」となっています。

これは、予定をしておりました九重町のトマトで、カリキュラムや研修場所の設置ができなかったことによるものですが、現在は6月から1名の長期研修が始まったところです。

今後も引き続き、就農学校開講に向けた体制整備の推進や研修生の経営資質向上を目的とした研修の開催など、地域農業の担い手を確保・育成するため、就農から地域への定着を支援してまいります。

次に、174ページをお開き願います。

集落営農経営強化対策事業でございます。

この事業は、地域農業の担い手が減少する中、集落営農組織の育成や法人化を通じて、水田農業における効率的な生産体制を構築するとともに集落営農組織の経営安定・強化を図ったものです。

意欲的な集落営農法人に対し、組織の将来を見据えた発展計画である経営発展チャレンジ計画の策定を推進するとともに、経営規模の拡大に必要な機械等の整備や共同利用に取り組む法人連携組織に対して大型機械等の整備を支援いたしました。

また、中山間地等で特に問題となっている畦畔管理の省力化技術の実証圃を設置すると

ともに、畦畔緑化作物であるセンチピードグラスを効率よく播種できる機械の整備を支援しました。

25年度の決算額は2,955万7千円です。

成果指標に対する評価ですが、経営強化の指標となり得る集落営農組織の農地集積面積の目標5,740ヘクタールに対して、実績は5,715ヘクタールとなっており「概ね達成」となっています。

今後とも引き続き、集落営農組織の経営安定・強化に向けた支援に努めてまいります。

次に、175ページ、力強い林業事業体育成事業でございます。

県産材の低コスト安定供給体制の構築を図るため、高性能林業機械の導入や改良等に支援したものです。

林業事業体に対し高性能林業機械の導入経費を助成するとともに、林業技術者育成に向けた研修などを実施しました。

決算額は4億3,736万8千円です。

素材生産量の目標90万立米に対し、実績は92万8千立米で「達成」となっています。

今後も、引き続き素材生産量の増大と生産性の向上を図るための取り組みを支援することにより、低コストで生産性の高い林業の実現を図ってまいります。

次に、178ページをお開き願います。

水田農業構造改革推進事業でございます。

この事業は、米の生産調整の確実な実施により、農業者の所得向上と経営安定を支援し、食料自給率の向上を目指した水田農業の構造改革の実現を図るため、県及び地域段階に設置する農業再生協議会に対する活動支援や指導を行い、国の経営所得安定対策を推進したものです。

事業の実施状況ですが、経営所得安定対策直接支払推進事業の説明及び県・市町村協議会の運営等の指導を行うとともに、市町村や協議会の制度推進及び運営に対して支援いたしました。

決算額は1億7,342万6千円です。

評価ですが、配分された生産調整目標を達成した市町村数の目標17市町村に対して実績は17市町村となっており「達成」となっております。

今後も、国の施策動向を注視し、農業者の所得向上、経営安定につながる支援を実施してまいります。

次に、183ページ、地域養殖業振興対策事業でございます。

地域の適性に応じた養殖を振興するため、環境に優しい二枚貝養殖や海藻養殖を推進し、養殖業者の経営安定を図ったものです。

県で開発したイワガキなどの種苗生産技術の生産者への移転や、近年需要の高まっているヒジキ養殖の普及を図るなど、漁場環境に優しい無給餌養殖を推進するとともに、全国屈指の生産量を誇る養殖ヒラメの生産管理対策に対して支援し、また、中山間地の新たな産業として注目されるドジョウ養殖の振興に努めてまいりました。

決算額は367万5千円です。

成果指標に対する評価ですが、イワガキ種苗の生産個数の目標20万個に対し、実績は40万個で「達成」となっています。

今後も、養殖業者の経営安定に向けた取り組みを図ってまいります。

次に、184ページ、資源管理強化拡大対策事業でございます。

漁獲量が減少傾向にあることを背景に、資源の回復を図るために推進している資源管理強化型漁業の取り組みが、一部の海域に限られ、その効果も限定的となっていたことから、公的規制による資源管理を他の海域へ拡大するとともに、資源調査や放流支援もあわせて実施し、さらなる資源管理の強化を図ったものです。

漁業者との資源管理強化に関する検討、資源量や産卵期など資源管理に必要な基礎的知見の収集及び漁業者に対する魚種ごとの資源管理の方向性の提示、資源管理の強化に取り組む漁業者に対する種苗放流の支援などを実施しました。

決算額は2,742万2千円です。

評価ですが、資源管理強化魚種数の目標15魚種に対し、実績は15魚種で「達成」となっています。

今後も、資源管理の強化を図り、水産資源の維持増大を推進してまいります。

次に、190ページ、世界農業遺産ブランド推進事業でございます。

世界農業遺産としてのブランドを確立するため、保全活動に向けた気運の醸成や地域間交流の促進、観光客等の受け入れ体制の整備を行ったものです。

事業の実施状況ですが、保全活動の取り組みとして、地域住民や生産者の方々に認定された価値や意義について理解を深めていただくためのシンポジウムの開催や、次代を担う子どもたちに地域のすばらしさを伝えるため、地域全ての中学校、24校を対象とした特別授業などを行いました。

情報発信の取り組みでは、地域の魅力を多くの方に知ってもらうため、モニターツアーの実施や農業文化公園の整備等を行いました。

ブランド化の取り組みでは、地域の特産物に付加価値をつけるため、世界農業遺産地域ブランド認証制度を創設し、まず、乾シイタケと七島イ加工品を認証品として定めたところです。

決算額は3,455万3千円です。

事業の成果といたしましては、これらの取り組みにより、地域の認知度も次第に高まってきており、中学生の特別授業では、地域に対する愛着を感じる契機となっています。また、継続的な情報発信を行うことで、メディアへの露出がふえる等注目が集まり、七島イ生産者の意欲が高まっていると聞いております。

今後の取り組みとして、1番下の総合評価欄に記載していますように、新たに県内金融機関の協力を得て60億円の果実運用型ファンドを設立し、次世代への継承教育や担い手の減少から継承が危ぶまれておりますお祭りなどの農耕文化存続に向けた支援等を行ってまいります。

次に、192ページ、県産品加工販売促進事業でございます。

この事業は、県内の豊かで良質な農林水産物の高付加価値化や販売力の強化により農林漁業者の所得向上と地域の活性化につなげていったものです。

事業の実施状況ですが、平成25年度から国の6次産業化ネットワーク活動交付金制度が創設されましたことから、これを活用し、農林漁業者の相談窓口として6次産業化サポートセンターを設置するとともに農業者の新商品開発に対する助成等の取り組みを推進し

たところでは。

決算額は1,352万5千円です。

評価ですが、6次産業化に対するサポート体制が充実したことなどから、新商品開発数累計は順調に伸びてきており、66品目の目標に対し99品目の開発となり「達成」となっております。

今後とも、市町村や関係機関との連携を図り、農林漁業者が取り組む6次産業化への支援をさらに強化してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

村井農林水産企画課長 平成25年度の決算の状況について、お手元の決算附属調書と一般会計及び特別会計決算事業別説明書によりまして、各課ごとにご説明申し上げます。

それでは、農林水産企画課関係の決算の状況についてご説明申し上げます。

決算附属調書の18ページをお開き願います。

不用額でございます。ページの1番上、農業総務費のうち当課関係分は276万6,873円でございます。これは、農政管理諸費で経費の節減等を行ったことなどによるものでございます。

次に、歳出関係の主なものについてご説明いたします。

決算事業別説明書の169ページをお開き願います。

第3項農地費第1目農地総務費の上から4番目、農地中間管理推進事業費6億2,558万2千円でございます。これは、平成25年度に国の補正予算で措置された農地中間管理機構事業費補助金を財源とし、農地中間管理事業を推進するため、全額を農地中間管理事業等推進基金に積み立てたものでございます。

以上でございます。

矢田団体指導・金融課長 団体指導・金融課関係の決算の状況についてご説明申し上げます。

決算附属調書の18ページをお開き願います。

不用額でございます。ページの上から2番目、農業振興費のうち当課関係分は1億1,807万4,567円であります。

これは、特定災害対策アシスト資金貸付金等において貸付実績が見込みを下回ったこと等によるものでございます。

続いて24ページをお開き願います。

収入未済額でございます。ページの下から2番目、貸付金元利収入のうち、団体指導・金融課分の5,757万4,671円及び25ページの下から3番目、違約金及び延納利息のうち、団体指導・金融課分の1,564万2,978円は、農業改良資金の資金借り受け者が経営不振等により滞納となっているものでございます。この農業改良資金は、平成22年度まで特別会計でしたが、貸付主体が県から日本政策金融公庫に移管されたため、平成22年度以前の貸付分について一般会計で管理しているものでございます。

続きまして、51ページをお開き願います。

特別会計の不用額でございます。中ほどの林業・木材産業改善資金特別会計の林業・木材産業改善資金4億8,090万3千円及び下から2番目の沿岸漁業改善資金特別会計4億6,870万6千円は、貸付実績が見込みを下回ったことによるもので、この不用額に

については、繰り越して、翌年度の貸付金等の財源としております。

次に、53ページをお開き願います。

特別会計の収入未済額でございます。ページの中ほどの林業・木材産業改善資金特別会計の貸付勘定359万2千円及びその下の沿岸漁業改善資金特別会計の貸付勘定1,918万円は、資金借り受け者の経営不振等により滞納となったものであります。

続きまして、歳出関係についてご説明いたします。

決算事業別説明書の171ページをお開き願います。

第1項農業費第2目農業振興費の農業金融対策事業費2億2,260万3,433円であります。

これは、農業者に対する各種制度資金の利子補給補助や無利子貸し付けを行ったものであります。

次に、174ページをお開き願います。

林業・木材産業改善資金特別会計であります。

これは、林業者・木材産業事業者の経営改善等に必要な資金を無利子で貸し付けた第1項林業・木材産業改善資金4,648万円や、木材の生産または流通を担う事業者が合理化を推進するための資金を金融機関に預託した、第2項木材産業等高度化推進資金7億5千万円など各貸付事業を行ったものであります。

次に、177ページをお開き願います。

沿岸漁業改善資金特別会計第1款貸付勘定1,504万7千円であります。

これは、沿岸漁業従事者の経営の改善に必要な資金を、無利子で貸し付けたものであります。

以上でございます。

高山研究普及課長 研究普及課関係の決算状況についてご説明申し上げます。

決算附属調書の18ページをお開き願います。

不用額でございます。ページの上から4番目、農業改良普及費のうち当課関係分は310万964円であります。

これは、普及指導員の活動に要した事務費が見込みを下回ったこと及び節減によるものでございます。

次に、24ページをお開き願います。

収入未済額でございます。ページの中ほど財産貸付収入の64万3,550円につきましては、農林水産研究指導センター旧久住試験地を借り受けていた法人が倒産したことにより滞納となったものです。

続きまして、歳出関係についてご説明申し上げます。

決算事業別説明書の179ページをお開き願います。

第7目農業改良普及費の1番上、先進技術普及体制強化事業費805万327円であります。

これは、広域普及指導員を中心とした高いレベルの技術指導体制を整え、若手普及指導員等の資質向上を図ったものです。

その下、参入企業フォローアップ事業費102万12円であります。

これは、労務管理やコスト管理等に課題のあった農業参入企業に対しましてカウンセリ

ングなどを行ったものです。

以上でございます。

渡邊農山漁村・担い手支援課長 農山漁村・担い手支援課関係の決算の状況についてご説明申し上げます。

決算附属調書の11ページをお開き願います。

歳入決算額の予算に対する増減額でございます。

雑入の減収となったもののうち11ページの下から2つ目にあります農山漁村・担い手支援課所属です。

これは、青年就農給付金等に係る不用額の発生によるものであります。

続いて、18ページをお開き願います。

不用額でございます。ページの上から2番目、農業振興費のうち当課関係分は6,559万5,434円であります。

これは、青年就農給付金の給付実績が見込みを下回ったことや補助事業の入札残によるものでございます。

続いて、51ページをお開き願います。

特別会計の不用額でございます。1番下の就農支援資金特別会計の就農支援資金1億1,929万1千円は、貸付実績が見込みを下回ったものであります。

続きまして、歳出関係についてご説明いたします。

決算事業別説明書の186ページをお開き願います。

第1項農業費第2目農業振興費ですが、1番上の中山間地域等直接支払事業費18億2,328万9,543円であります。

この事業は、中山間地域など農業生産条件が不利な地域において、農地保全などに取り組む農業者に対して、交付金を交付したものです。

以上であります。

矢野おおいたブランド推進課長 おおいたブランド推進課関係の決算の状況についてご説明申し上げます。

決算附属調書の18ページをお開き願います。

不用額でございます。ページの上から6番目、園芸振興費につきましても、次世代を担う園芸産地整備事業費などで、入札残により所要額が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、歳出関係の主なものについてご説明いたします。

決算事業別説明書の193ページをお開き願います。

第1項農業費第2目農業振興費ですが、1番上、環境保全型農業推進事業866万8,690円でございます。

これは、環境と調和のとれた農業生産活動に対する関心や、より安全・安心な農産物を求める消費者のニーズが高まっている中、環境保全型農業直接支援対策により意欲的に取り組む生産者を支援するとともに、販促活動及び地産地消関連のイベント等でのPRにより、消費者に対する一層の啓発、理解促進を図ったものでございます。

以上でございます。

吉武畜産振興課長 畜産振興課関係の決算の状況についてご説明申し上げます。

決算附属調書の5ページをお開き願います。

まず、歳入決算額の予算に対する増減額でございます。農林水産業費国庫補助金の減収となったものの1番目、家畜保健衛生費補助金6,937万4,528円及び7つ下の消費・安全対策交付金1億1千万3千円でございます。これは、口蹄疫や鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生に備えて予算計上していたものでございますが、25年度中は家畜伝染病の発生はなく、国費を受け入れる必要がなくなったことから減収となったものでございます。

次に、18ページをお開き願います。

不用額でございます。表の中ほどの畜産業費の畜産振興費1,251万318円、その下の家畜保健衛生費5億92万2,288円の不用額が出ておりますが、これは先ほどの理由と同様に家畜伝染病の発生がなかったことに加え、補助金等が見込みを下回ったこと及び経費の節減によるものでございます。

続きまして、歳出関係の主なものについてご説明申し上げます。

決算事業別説明書の197ページをお開き願います。

第2目畜産振興費ですが、1番目の県産和牛流通総合対策事業費2,204万4,742円でございます。

この事業は県産和牛の銘柄をおおいた豊後牛に統一し、県内外への安定供給体制を整備することで、県産和牛の枝肉市場における信頼性を高めるとともに、畜産メーカーによる販路開拓、県内外のフェア等での消費拡大の取り組みの強化やおいしさの指標であるオレイン酸に着目した他県産和牛との差別化を進めることで、県産和牛のブランド力の向上を図ったものでございます。

以上でございます。

渡邊農村整備計画課長 農村整備計画課関係の決算の状況につきまして、ご説明申し上げます。

決算附属調書の18ページをお開き願います。

不用額でございます。ページの中ほど、農地費の土地改良費のうち124万5,858円が当課関係分であります。

これは、職員給与費や大分県中央空港管理運営事業費などが見込みを下回ったことによるものであります。

次に、歳出関係についてご説明いたします。

決算事業別説明書の203ページをお開き願います。

第3項農地費第1目農地総務費ですが、上から2番目の国土調査事業費5億9,033万3千円につきましては、別府市ほか12市町において地籍調査を実施したもので、平成25年度末の進捗率は60.3%となっております。

以上でございます。

石井農村基盤整備課長 農村基盤整備課関係の決算の状況について、ご説明申し上げます。

決算附属調書の5ページをお開き願います。

歳入決算額の予算に対する増減でございます。

農林水産業費国庫補助金の減収となったものの下から10番目、農山漁村地域整備交付金のうち18億2,217万1,301円、同じく減収となったものの上から2番目、演

習場障害防止対策事業費補助金4億4,724万円が当課関係分ではありますが、これは26年度への繰り越し等によるものであります。

次に、21ページをお開き願います。

不用額でございます。ページの中ほど、耕地災害復旧費3億2,817万6,472円ではありますが、これは、国の内示が見込みを下回ったことによるものであります。

続きまして、歳出関係についてご説明いたします。

決算事業別説明書の208ページをお開き願います。

1番上の広域営農団地農道整備事業費10億9,818万3,714円であります。

これは、農畜産物の流通市場や生産団地の拡大に対応するとともに、高生産性農業を促進し、農業の構造改革と農村環境の改善に資するため、大南野津2期地区ほか3地区で必要な整備を行ったものでございます。

以上でございます。

諏訪林務管理課長 林務管理課関係の決算の状況についてご説明申し上げます。

決算附属調書の5ページをお開き願います。

歳入決算額の予算に対する増減額でございます。農林水産業費国庫補助金の減収となったものの上から5番目、林道開設奨励費補助金8,092万6千円については、事業の繰り越し及び事業費の減によるものでございます。

次に、18ページをお開き願います。

不用額でございます。ページの中ほど、林業費の上から2番目の林業振興指導費のうち当課関係分2億9,863万1,931円については、木造建築物等建設促進総合対策事業費が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

続きまして、歳出関係についてご説明いたします。

決算事業別説明書の214ページをお開きください。

第4項林業費第2目林業振興指導費ですが、上から3番目の森林整備地域活動支援事業費1億2,340万3,921円については、森林施業の着実な実施と適切な森林整備が行えるよう、森林調査等の活動に対し支援を行ったものです。

以上です。

吉田森林保全課長 森林保全課関係の決算の状況について、ご説明申し上げます。

決算附属調書の5ページをお開き願います。

歳入決算額の予算に対する増減額でございます。

農林水産業費国庫補助金の減収となったものの上から5番目、造林指導費補助金7億4,685万6千円及びその下、治山治水費補助金6億3,376万4千円については、事業の繰り越し及び事業費の減によるものであります。

次に、18ページをお開き願います。

不用額でございます。ページの中ほど、林業費の上から4番目、治山費については、復旧治山事業費の工事請負費等が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、49ページをお開き願います。

特別会計の歳入決算額の予算に対する増減額でございます。

上から3番目の県営林事業特別会計のうち、不動産売払収入6,269万4,682円の増収については、立木の売り払が見込みを上回ったことによるものであります。

次に、52ページをお開き願います。

特別会計の不用額でございます。

ページの1番上、県営林事業特別会計の県営林事業費の伐採事業費及び県民有林事業費の伐採事業費については、分収交付金等が見込みを下回ったことによるものであります。

続きまして、歳出関係についてご説明いたします。

決算事業別説明書の219ページをお開き願います。

第4項林業費第2目林業振興指導費ですが、上から6番目の荒廃人工林緊急整備事業費2億5,307万1,951円については、森林の持つ公益的機能の回復及び災害に強い森づくりを図るために、市町村等の行う荒廃森林整備事業に対し費用の助成を行ったものでございます。

以上でございます。

日隈審議監兼漁業管理課長 漁業管理課関係の決算の状況についてご説明申し上げます。

決算附属調書の18ページをお開きください。

不用額でございます。ページ下から7番目、漁業調整費につきましては、漁業調整委員会事務費等が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、歳出関係についてご説明いたします。

決算事業別説明書の230ページをお開きください。

第5項水産業費第5目漁業取締費ですが、2番目の漁業取締船代船建造事業費2億3,764万7千円については、当課が所有しております漁業取締船3隻のうち、平成6年度に建造しましたはつかぜが老朽化したことから代船を建造したものでございます。

以上でございます。

本庄水産振興課長 水産振興課関係の決算の状況についてご説明申し上げます。

まず、決算附属調書の5ページをお開き願います。

歳入決算額の予算に対する増減額でございます。

農林水産業費国庫補助金の減収となったものの上から7番目、水産基盤整備事業費補助金1億7,960万3千円については、事業の繰り越し及び不用額の発生によるものでございます。

次に、18ページをお開き願います。

不用額でございます。ページの下段、水産業費の1番上、水産振興費のうち当課関係分は1億3,712万7,629円であります。

これは、沿岸漁場基盤整備事業費の工事請負費等が見込みを下回ったことによるものであります。

続きまして、歳出関係についてご説明いたします。

決算事業別説明書の232ページをお開き願います。

下から5番目の魚類養殖業経営改善推進事業費1,513万7,335円は、ブリ類の養殖業者の経営安定に向け、資金対策を講じるとともに、協業化や複合養殖を推進して経営体質の改善を図り、養殖業経営体の構造改革を行ったものであります。

以上でございます。

寺本漁港漁村整備課長 漁港漁村整備課関係の決算の状況について、ご説明申し上げます。

決算附属調書の5ページをお開き願います。

歳入決算額の予算に対する増減でございます。

農林水産業費国庫補助金の減収となったものの、下から7番目の水産流通基盤整備事業費補助金3億9,972万6千円につきましては、事業の繰り越し及び事業費の減によるものでございます。

次に、18ページをお開き願います。

不用額でございます。ページの下段、水産業費の1番下、漁港建設費については、水産流通基盤整備事業の工事請負費等が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、歳出関係についてご説明いたします。

決算事業別説明書の234ページをお開き願います。

第5項水産業費第6目漁港管理費ですが、1番上、漁港整備事業費4,325万6,356円は、小祝漁港のほか5カ所の県管理漁港の施設整備等に要した経費であり、これにより漁港の安全性、利便性向上を図ったものでございます。

以上で、農林水産部関係の説明を終わらせていただきます。

尾島副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、大きな声でゆっくりとマイクを使用し簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が1名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

守永委員 ちょっと項目数は多いんですが、4項目ほどあります。簡潔に質問させていただきます。

まず、主要な施策の成果の157ページ、獣医師の確保対策事業についてです。先ほど若干説明にもあったんですが、課題として公務員獣医師と産業動物獣医師が県内で安定的に確保できていないと記述されているのですけれども、現状として公務員獣医師と産業獣医師のそれぞれの充足状況について教えてください。また、不足する背景について、特に考えられることがあれば教えてください。

それと次に、地域育成型就農システム支援事業についてです。成果の173ページに触れられているんですが、先日、豊肥地域で出前県議会がございまして、それに、とまと学校の修了生が参加されて、将来に向けて積極的に頑張っていくという期待の持てる発言もあったんです。これによって非常にいい取り組みだなというふう感じたんですが、今回の報告では、九重町のトマト長期研修生について、カリキュラム及び集合研修場所の設置がおくれたとあるんですが、その後の状況について教えていただきたいと思います。

3点目が、小水力発電設備整備事業です。成果の194ページで触れられており、平成27年の施設整備目標と成果の欄に記載されていますけれども、九電との契約の問題で、先日、商工労働部で県の事業全般の発電関係の事業との関連性も質問しました。若干その資料にも触れられてはいるんですが、今後事業としてどういうふうに取り組む予定なのか、今の見解があれば教えてください。

4点目が、鳥獣保護費についてです。決算事業別説明書の223ページに、傷病鳥獣対策費と鳥獣保護員報酬について記載されているんですが、どのような課題が今現状としてこの25年度にあるのかお伺いしたいのと、また、生活環境部のほうで、狂犬病予防、動

物愛護管理事業費に絡んで動物管理所のあり方、先般、大分合同新聞でも報道がありました。それについて、野生鳥獣保護の観点で農林水産部から議論にかかわっているとは思いますが、その状況についてお伺いしたいと思います。

吉武畜産振興課長 獣医師確保対策事業について2点ご質問いただきました。

まず1点、公務員獣医師と産業動物獣医師の充足状況等の現況についてということでございます。

現在、県内の公務員獣医師、産業動物獣医師は合わせまして173名おります。県の公務員獣医師の欠員状況等でございますが、年度当初で5名の欠員というふうに聞いております。欠員は発生しておりますが、OBの獣医師等を活用いたしまして何とか対応している状況でございます。

それと、公務員獣医師の年齢構成は50歳以上が43%ということで、今後10年以内に43%の55名が退職をするということでございます。

それと、採用状況でございますが、昨年度17名募集をいたしました。年度当初、新規採用は6名ということで、かなり採用に厳しい状況があるということでございます。

それと、あともう1点、不足する背景といたしましては、毎年約1千人、国家試験に合格して就職をするわけですが、小動物診療に進む学生が全体の45%、それと公務員になる方が15%、それと産業動物の診療に携わる方が8%ということで、依然として小動物指向が強いということで非常に厳しい状況にあるということです。

県といたしましても、修学資金給付事業、インターンシップ事業や大学へのリクルート活動を強化して獣医師確保に努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

渡邊農山漁村・担い手支援課長 地域育成型就農システム支援事業の九重町の長期研修生の件であります。

昨年、研修場所等が設定できなかつた等ですけれども、本年6月から地域の技術力、指導力の高い指導農業士のもとで研修を開始したところであります。現在、トマトの研修に励まれていまして、来年4月には福岡から家族を呼んで自営をしたいと希望に燃えているところであります。

以上であります。

石井農村基盤整備課長 小水力発電施設整備事業についてお答えいたします。

このたび、九州電力が再生可能エネルギーの接続申し込みの回答保留を表明いたしました。これは、出力の不安定な太陽光発電等の発電量が、季節や時間帯によっては九州全体の電力需要量を超えるおそれが生じたため、安定提供に支障のない受け入れ可能量を見きわめるために行うものと承知しております。

今回の接続申し込みの回答保留によりまして、県が進めております小水力発電について電力網との接続の契約がおくれることとなりますが、松木地区ほか2地区につきましては事業を実施中であり、おのおの進捗状況が異なっております、その影響度合いには差がございます。回答保留期間中でありましても、出力調整に応じる場合には個別協議が行えるため、県としましては土地改良区等と情報共有した上で、必要に応じて九電と協議を進め、影響を最小限に抑えるように取り組んでいきたいと考えております。

小水力発電につきましては、土地改良区の施設の維持管理に大いに貢献いたします。そういった公共性を有しておるとともに安定した電源でありますため、今後も小水力発電を推進していきたいと考えております。

近藤森との共生推進室長 鳥獣保護費について3点お答えします。

最初に、傷病鳥獣対策費です。傷病鳥獣対策につきましては傷病鳥獣の治療と自然界復帰を目的として、公益財団法人大分県獣医師会等の理解と協力を得まして、委託契約を締結し実施しております。年間約170から180件が傷病鳥獣として持ち込まれておりますが、その中で、ヒナ等を傷病鳥獣と間違えて持ち込む事例、あるいは治療期間が長期にわたるものなどが報告されております。

そのため、獣医師会等の負担軽減につながる対策、例えばヒナ等を傷病鳥獣と間違えて持ち込まないようにその周知に努め持ち込み件数を減らすこと、あるいはボランティアによる一時的な保護飼養を拡大するなど、獣医師会と連携をとりながらしっかり対策を進めていきたいと考えております。

それから次に、鳥獣保護員の報酬についてでございます。鳥獣保護員については鳥獣保護区等の管理、狩猟の取り締まりや指導のため、地域の地理、地形、狩猟等に詳しい、そして地域住民に信望のある人を選定しております。現在67名を県内市町村に配置しております。

しかしながら、農山村地域における人口の減少、高齢化等から、今後、鳥獣保護員の確保が少し懸念されております。そのため、市町村や猟友会等と連携して、鳥獣保護や狩猟に関する地域、技術を有する人材の育成を通じて鳥獣保護員を確保していきたいと考えております。

なお、報酬については九州各県と同程度の金額を現状支払っているところであります。

それから3点目、動物管理所のあり方等に関する検討、議論へのかかわりについてですが、部としては、鳥獣保護思想の意識を高める上で拠点施設として大いに期待できるということから、検討委員会にも出席して、同施設において野生鳥獣の保護の啓発とか、あるいは展示コーナーの設置等について提案したところであります。

以上です。

尾島副委員長 事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

江藤委員 関連部分があるんですけども、通告する暇がなくて済みません。

施策の成果の174ページ、中山間地域の畦畔の管理省力化、それから集落営農法人の経営安定等、ずっと関連していくんですが、問題は畦畔の管理なんです。営農法人あたりの法人化のところは、ここに説明があるように大体2カ所、2千平米とか、緑化をやっておるといのが載ってはおりますけれども、私が言いたいのは、中山間地域ののり面の保護の問題。これはもう圃場整備が始まった時点から畦畔の草切りは考えていなかったんです。ただ、作付面積を中心に圃場整備をしたところが多いんです。私は由布市ですから、庄内町ですから。

ところが、そういう皆さんは圃場整備時代のときは若かったと、草切りは何ともなかったと。しかしながら、今になっては、70歳から80歳を過ぎて高齢化が進んで、圃場整備を国から補助金、県から補助金もらって圃場整備を何町歩と済んだところが、もう現在では畦畔の草切りだけで、もう作付面積までの余力はなくて、全部荒らしているのが現実

なんです。草切りで精いっぱい。それかといって、中山間地の補助をもらっているから、植えるのは植えないよと、植えれんと。しかしながら、のり面の草切りは、仕方がねえと、こけたり起きたりしてみんなで作っておるのが精いっぱいなんです。

だから、そこから考えたときに、のり面の保護は、今ブルーシートあたりもいろいろあるんですけども、個人的に、それから集落的に申請すれば、何らかの補助金、例えばのり面保護の補助が26年度からもらえんかどうか。25年度はそういうような状況で、畦畔だけで、作付はしなかったところが多いと、こういうことであります。

同時に、事業別説明書の188ページの中にも、農作物対策費というのが26億9千万円ばかり上がっておりますけれども、この中身は、活力ある水田農業振興対策事業費等で6点ほど項目が上がっております。こういった上がっている分はいいんですけども、これははっきり申し上げて集落営農部分、法人化部分の補助対策と思っておりますから……。集落営農部分とかいうのは広域農業あたりの大きなところの対象部分と思いますが、私が言っているのは個人的にどうすべきかということなんです。個人に対して25年度はどういった対策を打ったかというのを聞きたいのと、引き続いて26年度はどう考えているかというやつを聞きたいんです。

というのは、このまま放っておくと地方はイノシシの巣に変わっていくということなんです。だから、聞いておるんです。畦畔だけ対策ができれば、まだまだ作付はやる場所は多いと私は思っているんです。地元もそうなんですから。それで、今お聞きしているんです。

以上です。

小野集落営農・水田対策室長 畦畔管理というご質問でございますけれども、中山間地域において、やはり畦畔管理というのは非常に大きな課題であるというのは、私どもも強く認識しているところであります。特に畦畔につきましては、多いところで年間4回から5回刈るというような状況で、それが非常に負担になっているという話は多く聞いております。

そのため、先ほど委員のほうから話がありました事業等によって取り組みを進めているわけですけども、現状はですね、今年度の事業につきましては、センチピードグラスの吹きつけ機械ですね、これは愛媛の業者が開発した機械でありますけれども、これによって効率的にセンチピードグラスを植えていくというふうな取り組みを進めておりまして、この機械の導入経費に対する支援、これがあるだけであります。

昨年は、これに加えて、センチピードグラスを広めるということもありまして、実証事業というのを2カ所で実施しました。杵築市の年田と庄内町の直山ですね、それぞれ1千平米ずつ実証圃を設置しています。県下でも非常に注目を集めていまして、各市独自にですね、例えば実証圃を設けるとか、そういう動きが現在も続いているところであります。

県としましては、効率的にそういったものが広がっていく事業ということで、現在こういった事業をしておりまして、ぜひ中山間地域においては、そのほか中山間地域等直接支払交付金、または農地維持支払、こういったものも積極的に活用しながら、そういった取り組みを進めていただきたいというふうに考えております。

2番目は188ページですけども、この6項目事業がございまして、活力ある水田農業振興対策事業、これにつきましては大規模農家、認定農業者、こういったものを支援す

る事業ということに当然なっておりますけれども、その前の水田農業構造改革推進事業、こういったものについては広く、認定農業者のみならず農業者全般に対していろんな、国からの交付金等も含めて支援する、そういった事業になっております。

以上です。

江藤委員 済みません、機械は僕は畦の草切り機とおったんですが、これは吹きつけ機ですね。そうすると、平米当たりどのぐらいかかるのかというのを教えてください。

というのは、1段切り、2段切りまでは大体何とかなるんですけども、3段切り、4段切りになったらもう動けんのですよ。だから、そこをどうするかということで私は尋ねたんですけれども、平米当たりどのぐらいかかるのか。

それから、中山間地域、それから水環境保全の事業でやる場合は無償かどうか。それから、集落でやる場合は補助金が何分の1か、そういったことを聞きたいんです。

小野集落営農・水田対策室長 今、愛媛の業者にさせていただくという方が結構いますけれども、業者に頼んだ場合、平米当たり350円します。これを、例えば昨年、豊後大野市が機械を導入して、ことしから豊後大野市内を吹きつけをして回っていますけれども、これの単価がですね、当初は平米当たり170円程度を想定しておりましたけれども、1年目ということで、面積がちょっと確保できなかったというふうなところもありまして、現状、平米当たり250円で施工しております。基本的に吹きつけ機を使うとこういった価格になります。

ただ、センチピードグラスを植えるという方法につきましては、吹きつけ機のほかに、例えばポットに苗を育成して、それを植えつけるという方法もありますし、あと、試験場が開発した簡易な吹きつけ機、これは吹きつけ機械だけで約5万円程度でできますけれども、そういった方法もございます。いろんな方法がございますので、それは振興局等に相談していただいて、効率的なものでやっていただくということになります。

中山間地域等直接支払交付金等につきましては、かかった経費は全部それで見ることができると思います。

以上です。

古手川委員 主要な施策の成果の166ページ、県産材の項でありますけれども、私、以前、一般質問でも取り上げさせていただいたことがあります。国のポイント制度等を使って順調に件数がふえてきていること、非常にいいことだと思っておりますが、そうした中で、やはり戸建てについて目標が25棟からやっと26棟クリアですと。それについての県下の年間の戸建て住宅の建築戸数というのは、私もつかんではないんですけれども、それに対してこの数字をどういうふうな形の中で決めていかれたか。

そして、地域の工務店に説明会を開かれたということの中で、どれぐらいの数の工務店の出席があったのか。そして、その工務店に対するその後のフォローというのはどの課が、本庁が窓口なのか、振興局の林水なのか、地域振興部なのか、どの課が窓口になって後のフォローをしていかれたのか、その点をお聞かせ願えれば。

数字については事前の通告をしておりませんので、わからないところは後でも結構でございます。

三瀬林産振興室長 住宅の建設戸数でございますけれども、大体、県下で、平成25年度の建築総数が7,431戸で、そのうち木造が4,486戸となっております。

補助事業で実施したものにつきましては、26戸という実績でございますけれども、この戸数の決定というか、根拠といたしましては、この目的そのものが県産材の需要拡大上、戸別の住宅で使う部分というのは非常に大きい割合を占めております。その中で、これまで余り活用されてこなかったはり・桁、こういうものについて、そのよさを十分理解していただいて、工務店の方にも使ってその普及をしていただくということで、戸数的には物すごく少なくても申しわけないんですが、そういう目的で実施をいたしましたので、25戸という目標というか、設定でやらせていただいております。こういう形で、その木材のよさを工務店の方々も理解していただくと、もっともっと活用が進むのではないかとということで期待をいたしております。

それから、説明会の参加人数でございますが、申しわけございません、今ちょっと数字を把握しておりませんが、フォローにつきましては各振興局の農山漁村振興部の林業の担当の部門で十分フォローしながら、県産材の需要拡大に努めてまいっているところでございます。

以上でございます。

古手川委員 はり・桁に特化することによって、県産材のよさを一層推進すると、そしてわかっていただくと。それはそれでいい方向だと思いますので、ぜひ進めていただきたいです。

これはある意味、私の持論でもありますが、地域振興の中で、林業だけでなく、やっぱり流通のコストのかからない地場にどれだけそれが普及するかによって中・長期的に安定したものが……。それは、大分県の市場は全国から見れば小さいので、大したことはないかもしれませんが、5%でも1割でもそういうものがあれば、そして安定した価格で採用していただければ、非常にこれは地場の林業にとっても、そして、それは地域の工務店なり、要するに住宅建設にかかわる部門に従事するの方々にとっても非常にいいことだというふうに理解をしております。

そうした意味で、林業の方だけでなく、日ごろから接点のある商工労働部、もしくは振興局の地域振興部、そういった方々も常にそういう形を工務店の方々と生き残りをかけた中で会話をしていただきたい、そういう横の連絡をとりながら地域振興に当たっていただきたい、そういう思いがありますので、ぜひこれからも末永く、息長くまたやっていかなきゃいけない事業だと思っておりますので、そういう観点でまたお願いをさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

井上委員 主要な施策の成果の176ページでございますが、林業後継者育成事業の中で林研グループ、林業系高等学校の関係でございますけれども、25年度につきましては予算額85万3千円というふうになっておりまして、そして、しかも委託先が森林ネットおおいたというようなことでございます。これだけの金額で林業後継者育成促進が本当にできておられたのか、いささか予算面でいくとどうも納得いかない面がございますけれども、こういった後継者育成についてはもう少しやり方を変えて、もうちょっとよき方法があるんじゃないかと思うんですけどね。

私も昔、林研グループに入っていて、一生懸命山に行ったり実践的にやっておりました。

ところが、どうも最近の後継者の方も私たちと同じでかなり高齢化しているんじゃないかという思いがする中で、現在続けておられるこれだけの予算では、本当の林業後継者の育成は私はなかなか厳しいという思いがございますけれども、今後の体制について、もう少し予算を増額するなりなんなりかして、本当の林業後継者の育成に力を入れていただきたいと思うので、その辺のところをどう考えられるか、お答えをお願いします。

諏訪林務管理課長 林業の担い手の育成についてご質問がありましたので、お答えいたします。

今、委員のほうから指摘がありました高校生向けの事業とか、あと林研の行う自主活動というものは当然額的には非常に少ないんですけど、このほかに国の事業、緑の雇用を活用した事業とか、あるいは緑の雇用が終わった方に地域の山を取りまとめるような研修であるとか、あるいは林業機会の研修等々さまざまな研修を行っているところでございます。

今、県内の林業従事者、約1,800人ございますけれども、年間平均いたしますと70名ほど新しい方に参入いただいているという状況でございます。

以上でございます。

井上委員 だから、そういうことであれば、もう少し予算でもふやしてね、70余名の方がいらっしゃるといようなことであるならば、後継者の育成についてはいろんな面もございまして、もう少しやり方を考えて、元気の出るようにしたらどうかなと思うんですが、もう1回どうですか。

諏訪林務管理課長 委員から非常に温かい応援の言葉をいただき、ありがとうございます。

林業の育成、今、事業を行っているとおっしゃいましたが、実は私も若干反省事項もございまして、ややばらばらにやっているのではないかと。要は若い方が入った際に断片的にやるのではなくて、山とは何なのかとか、林業はどうか、あるいは切った木がどうか、ある程度一貫したような森林、林業、木材の体系がわかるような仕組みをつくらなくちゃいかんというように今考えておりまして、もう少し事業間の連携とか、あるいは予算の確保というものをしっかりやっていきたいというふうに思っております。

井上委員 とにかくその方向でひとつ来年度から——これは決算でございまして、どうかひとつ27年度に向けて頑張ってもらいたいと期待します。

小野委員 主要な施策の成果の167ページのシイタケの生産の問題と、それから、その後のほうの鳥獣被害、この2点に絞ってお伺いをしたいと思います。

今、国東のほうの地域としては、例の世界農業遺産認定登録を受けて、関係者の努力もあって、クヌギ、また、ため池、こういったことが今注目をだんだんとされるような状況になってきました。そういう中で、このクヌギの問題ですが、167ページの原木を使っているシイタケ栽培ということになってはいるんですけど、一方、シイタケ原木そのものが大きくなり過ぎて、高齢化が進む中でどうも扱いが困ると、何とかこれを解決しなきゃならないというようなところから、昨年の予算でチップにして、それを菌床シイタケをつくる菌床マットというんですか、これをつくるということで昨年うちのほうでは鳴り物入りのことで企業に高額の補助をして、この事業を始めるということになっておったわけですが、どうも今うまくいっていないんじゃないかと思っております。具体的にこの企業に助成をして、その企業がこの地域のクヌギをチップにしていくという取り組みが今どうなっているかということも含めて、大分県内における原木によるシイタケ栽培と、それから菌

床シイタケの栽培、ここら辺の状況についてお伺いをしたいというのが1つであります。

それから2つ目は、179ページから鳥獣被害総合対策事業、それから、その次のページにも森林シカ被害防止対策事業、それから、その次の鳥獣害と戦う集落支援事業というのが続いているんですが、どれも評価のところが著しく不十分ということになっているわけですが、これについて、先ほど江藤委員からも話がありましたけれども、地域はこの鹿やイノシシの被害に非常に困っているわけで、これには力いっぱい努力をしていただきたい。この件については要望ということでもいいと思いますけれども、お願いします。

三瀬林産振興室長 国東市におけるチップの製造施設並びに菌床の栽培状況についてお答えをいたします。

予算的には25年度予算で、事業そのものを繰り越しをさせていただいて、工場そのものの完成がことしの5月ということで、その完成後にとりあえずどういうクヌギチップができるのかということで試験的に生産者のほうに配布をさせていただいて、そのチップを使った菌床のシイタケの発生ぐあいに今取り組んでいるというような段階でございまして、これから具体的に県内の菌床栽培の生産者の方々にその実証結果をもとに購入をしていただくということで、本格的な稼働についてはこれからになるというような状況でございまして。

それから、シイタケ全般の取り組みについてでございますけれども、大分県の生シイタケのほうは全国の生産量の2.2%ほどしかございません。平成12年から19年までは生産量そのものも減少してきております。ただ、20年からは増加に転じて、今、大体横ばいの状況にございます。菌床については平成22年から900トン台で推移をしているような状況で、生産量が横ばい状態が続いていると。それから、乾シイタケのほうは生産者数が、乾シイタケのみの生産者が今3,893戸ということで、乾シイタケと生シイタケを原木で生産されている方が312戸ございまして、合計で生産者数4,205戸というような状況になっております。生産量は全国の大体半分ほどを占めておりまして、生産量そのものは1,600トンから1,700トンの間というふうな状況になっております。ただ、やっぱり生産者の高齢化が進んでおりますので、今、新規参入者の研修等もしっかりやって、世代交代がうまく図れるように取り組んでいるところでございます。よろしゅうございますかね。

小野委員 2点の質問で悪かったんですが、今の原木の扱いについて、高齢化が進むという中でと、そういう話も今ありましたけれども、それに関連して、このチップをつくるにしても原木を切らなきゃならないわけで、当然持ち主が切るような余力、力はもうないわけですね。したがって、こういった原木を倒す、シイタケをそのまま原木でつくるための倒しも含めて、原木を伐採すること、あるいは搬出する、こういったことについて県からの助成とか補助とか、そういう方向でぜひ考えてほしいんですけれども、部長いかがでしょうか。

三瀬林産振興室長 クヌギの大径化は確かに進んでおりますので、これにつきましては更新伐という事業がございまして、大きくなり過ぎた木をきちんと切って使って、その後にもまた若い木を育てようというような事業がございまして、来年度からはそういう事業をクヌギについても活用できるように取り組んでまいりたいと考えております。

田中委員 事業別説明書の165ページの総括表の中の災害復旧費の不用額ですね、3億

2, 800万円ぐらいありますが、これの内容と、これは事業ができなかったことの不用額だと思うんですけど、今はこれを財源にしながらやっていますけど、この不用額に対して事業が現況どのぐらいされているのか、お聞きしたいと思います。

石井農村基盤整備課長 お尋ねの災害復旧費の不用額についてお答えします。

平成24年の九州北部災害、大きな災害でございました。県下で農地関係の被害額が約78億円ございまして、それを24年、25年、26年、ことしまでの3年間をかけて現在復旧しております。予算面ですが、24年災害につきましては、初年度の平成24年度に約46億円、63%ほどの予算がつかしました。そして、昨年、今回の決算報告の中なんですけれども、25年度には97%の予算、約25億円の予算がついております。あと、予算の割り当て的には若干2億6千万円程度の予算が残っております。

災害の予算なんですけど、災害復旧費につきましては、国のほうから毎年、最終的には、その年の3月に割り当てがございまして。県の予算を補正する1月上旬の段階で、国から来る予算を推定しながら県予算を立てるわけでございますが、その見込みが最終的にはこちらが考えたよりもこの金額分だけ国のほうからの割り当てが少なかったということでございます。ただ、現地のほうは、先ほど言いましたように、25年度には97%までの予算進捗でございまして、割り当てが来てございまして、実際の現地——市町村の災害復旧の進捗よりも多くの予算、国の方針で災害の予算は多く割り当てていただいておりますけれども、これについては不用額が出て、出た後の決算額につきましても繰り越しをして、本年度、本格的にやっているような状況でございます。

災害の復旧の進捗なんですけど、ことしの6月、県としては、ことしの田植えまでにはほぼ農地については田が植わるようにという目標を持って市町村とともにやってきましたけれども、6月末時点では、工事が84%完成しました。そして、それとあと、仮の畦畔等について作付が可能になった面積については96%で、ほぼ地域の方々は、まだ実際にはブロックをついたりとか工事が終わっていないところについても作付をして、そして、この10月に刈り入れが終わった後に残ったところについては一挙に工事を進めて、本年度末までにはほとんどの復旧を終わらせたいと今考えております。

以上でございます。

田中委員 よくわかりました。しかし、土木予算の災害復旧費の不用額というのが農林水産の3億2千万円に比べまして287万円しか不用額が出ていないということは、これはやっぱり災害復旧のときにも話が出ましたが、農業土木の単価と一般土木の単価の違いがあって、業者がどちらを優先するかという話の中でこういう不用額が多く出たんじゃないかというような形が如実に出ていないかというふうに思うんですけど、それはどうでしょうか。

石井農村基盤整備課長 市町村が発注する工事につきましては、実際に業者に発注しても不調がかなり多くございました。そして、先ほど言いましたけれども、初年度に63%の予算の割り当てがあったわけでございますが、これについても、本来なら1年間、25年度までの繰り越ししかできないものを実際にはなかなか現場が消化できないという形で、事故繰越、要は2回目の繰り越しを財務局のほうに申請して、それは認められております。約10億円ほどございます。今言った今回の不用額はそれに伴うものじゃなくて、あくまで市町村が実際に発注した見合いの分の予算は完全についております。国の予算63%つ

いたもののうち、かなりの部分が未契約繰り越しという形で25年度にいつていまして、先ほどの繰り返しになります。1月時点での国からの情報——情報というか、予算の月の推定とちょっと開きがあったという形で、今後は国からの情報とりを密にしながら、大きな不用額を出さないように気をつけていきたいと思っております。

田中委員 一般土木の単価と農業土木の単価で特にひどいのが林業関係の土木の単価が、例えば、トランシットといて——私も測量士の免許を持ってるんですけども、大学時代に手で林道の測量をするような方法であったのが、今はもう完全に電動式で自動に焦点を合わせるような機械になつてくるんですけども、いまだもって林道の設計はトランシットの時代の単価でしかやっていないという。いろんな団体の方から話を聞きますと、これは単価の格差がかなり開いているという。だから、ボランティア的に事業をなさみたいところが現在なおもあるという現状がありますので、もう少し一般土木、農業土木、林業土木含めてこういう調整が総合的に必要じゃないかなという感じがします。これは要望、意見として私のそういう調査の中での実態をお知らせしておきたいと思っております。

以上です。

尾島副委員長 事前通告が1名の委員外議員から出されていますので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

堤委員外議員 事業別説明書の185ページの農業振興費に決算として22億円、主要な施策174ページで、集落営農経営強化対策事業とか、171ページでも企業等農業参入推進事業で農業全体の振興を図る、そういう取り組みが数々されています。しかし、平成2年から農業就業者数も平成22年度との比較で約5割減少をしております。農家所得も九州最低で、平成24年度で94万円、宮崎県と比較しても6割しかない状況です。農産物の販売金額規模別経営体を見ても300万円以下の割合というのは86%、これは九州の中で断トツですよ。これから見て、大分県の場合には小規模経営体が多く存在するということになると思います。確かに大規模化や企業参入もありますけれども、ここに農業振興の主流を持ってこなければ、農家所得も販売金額も上向きに展開しないというふうに思うんですけども、この解決をどのように考えておられるのか。

それともう1つ、先ほど部長が決算の措置状況報告書の中で話したのが気になったので、それをちょっと確認したいと思います。

報告書の14ページ、木造建築物等建設促進総合対策事業、これは24年から27年度事業ですけども、国の木材利用ポイント事業、この活用促進で実績報告のあったというふうに報告がございました。しかし、国の木材利用ポイント事業というのは廃止されて、平成27年度からどういう事業になるかというのがわからないというふうな状況だと思うんですけども、それで、27年度の方向性として、この木材の公共建築または地域材活用、これをどうやって伸ばしていく予定なのかということを少し聞かせてください。

以上です。

小野集落営農・水田対策室長 小規模経営体についてであります。本県は1戸当たりの耕地面積が九州最下位にあるなど小規模農家が多い状況にありますけれども、このため地域農業の組織的な担い手として他県に先駆け、積極的に集落営農組織の設立と育成を進めてきたところであります。この結果、県内の集落営農組織数は平成26年9月末で603、うち法人組織が191となっております。集落営農組織がある農業集落数は約1千という

ことになりまして、県全体の約3分の1を占める状況にあります。集落機能の維持等の農地の維持、地域農業の振興という観点からもますます重要性が高まっているというふうに考えております。

特に、中山間地域の集落営農組織では、区画が小さいなど農地の制約があることから、小規模農家の農地の集約を図りながら可能な限り規模拡大を進めつつ、水稻や麦、大豆の生産に加え、野菜加工品生産による経営の多角化を推進し、地域全体の所得の確保を図っていきたいと考えております。

県では、本年度より県内6地域の集落営農法人を選定してさまざまな取り組みを展開しながら、経営の多角化を実践できるモデル組織として育成する中山間地域集落営農経営発展モデル事業に取り組んでおります。集落営農組織がこうした農地の集積や経営の多角化に取り組むことで小規模農家の収益の拡大や新たな雇用の創出、集落機能の維持が図られると考えております。また、これらの施策に加えまして、平成25年度には中山間地域等直接支払交付金や農地・水・保管理支払交付金により県下に約31億円が交付されております。来年からは日本型直接支払制度として法律が施行されることになっておりまして、こうした施策も積極的に活用しながら支援してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

三瀬林産振興室長 今後の木造建築物の推進の方針でございます。木材ポイント事業は非常に地域材の需要拡大につながってきたという認識をしております。この事業は消費者に直接のメリットを与えるという仕組みであったわけですがけれども、仲介役となる工務店に余りうまみがなかったというような意見もあったというようなことで、国のほうの来年度の概算要求段階では、プロ向けの支援を行うということで、森林所有者や製材事業者らと工務店が連携した地域材利用の取り組みを支援するという事業も今のところ5億円ほどの予算でございますけれども要求はされております。この木材利用ポイントで構築したネットワークを生かして、全国からモデルとなるようなグループを選んで実施するというふうなお話も聞いておりますので、県としても公共施設の木造化については全力で国のほうの予算等も活用しながら進めてまいりたいと思っておりますし、国のほうの動向も注視しながら今後取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

堤委員外議員 集落営農組織の組織化というのは当然過去もやってきたし、これからはやっけていくわけなんですけれども、ただ、それをすることによって、実際に農家所得がなかなか伸びない。さっき言った94万円というのは九州最低なんですね。つまり農家の所得を伸ばすために規模を拡大化する、また企業の参入もする、そういうふうな方向性では当然あるんですけれども、実際それが農家所得の収入につながっていない、ここの原因はどのようなのか。私は小規模農家に対するいろんな直接の支援、今ないですからね、規模拡大とかそういうのしか。そういうふうなことが今必要ではないのかというふうな観点が必要だと思うんですけれども、その点はどうなんでしょうかね。所得というのはどういう形で伸びていくというふうに県として考えておられるんですか。

小野集落営農・水田対策室長 集落営農という観点で回答させていただきましたけれども、集落営農組織も現状ではまだまだ米を中心とした組織ということになっておりますので、面的制約がございますから、当然地域全体の所得という観点では伸びません。それはやは

り新たに園芸品目とか、そうした収益作物、こういったものを導入することによって全体の所得が拡大していくというふうに考えておりますので、現状、集落営農法人に対しては、そういった多角化を積極的に進めるよう推進をしているところであります。

以上です。

尾島副委員長 これをもって農林水産部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔農林水産部、委員外議員退席〕

尾島副委員長 これより決算審査報告について、内部協議に入ります。

先ほどの農林水産部の審査における質疑等を踏まえ、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等の取りまとめについて協議いたします。

ご意見、ご要望がありましたらお願いします。

〔「委員長一任」と言う者あり〕

尾島副委員長 委員長一任とのことですので、審査報告の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に一任願います。

以上で、農林水産部関係の審査報告書の検討を終わります。

以上で、本日の審査及び先月30日から行ってまいりました、部局別審査は終わりました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島副委員長 別にございませんで、お諮りいたします。

審査の取りまとめについては、本日までの委員会審査における執行部との質疑を踏まえ、正副委員長協議の上、委員長審査報告書案を作成し、今月22日の委員会にてお諮りしたいと考えますがよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

尾島副委員長 それでは、委員長とともに、そのように準備を進めてまいります。

次回の委員会は、22日午前10時から第3委員会室で開きます。

以上をもって、本日の委員会を終わります。

大変お疲れさまでした。